

平 29 . 10 . 23  
総 1 3 - 2

# 説 明 資 料

## 〔 所 得 税 〕

平成 29 年 10 月 23 日 (月)

財 務 省

# 目 次

1. これまでの経緯	1
2. 人的控除の控除方式のあり方	4
3. 働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方	
(1) 働き方の多様化等を踏まえた所得計算のあり方	10
(2) 経済社会のICT化を踏まえた所得把握のあり方	30
4. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度のあり方	35
5. 参考資料	38

# 1. これまでの経緯

### 第3章 経済・財政一体改革の推進

#### 3. 主要分野ごとの改革の取組

##### (5) 歳入改革、資産・債務の圧縮

###### ① 歳入改革

###### (税制の構造改革)

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会におけるこれまでの議論等を踏まえ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しについて検討を行う。所得再分配機能の回復を図るためには、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組を進める必要がある。個人所得課税については、所得再分配機能の回復や多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から、引き続き丁寧に検討を進める。

国際協調を通じた「BEPS プロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換をより一層推進する。

グローバル化やICT化が急速に進展する中で、国・地方における納税者の利便性を向上させるとともに、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告（平成28年11月 政府税制調査会）」  
において示された今後の検討課題

○ 所得控除方式の見直し

■ 現行の「**所得控除方式**」は高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことを踏まえ、主要諸外国におけるゼロ税率方式、税額控除方式、逡減・消失型の所得控除方式などの仕組みを参考に、**所得再分配機能を回復する観点からそのあり方について見直し**

○ 働き方の多様化等を踏まえた諸控除の見直し

■ 「**雇用的自営**」の増加や今後見込まれる**働き方の多様化の進展**も踏まえ、税負担能力の調整を**所得の種類ごとではなく人的な事情に応じて配慮する重要性が高まっており、給与所得控除等**のような「**所得計算上の控除**」と、**基礎控除**のような「**人的控除**」のあり方を全体として見直し

○ 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

■ **就労形態や勤務先企業、投資対象となる金融商品**によって利用できる**制度が細分化**され、**税制上受けられる支援の大きさが異なる**ことを踏まえ、**企業年金等に係る税制**について、**個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度**を構築（まずは専門家の間で論点を整理）

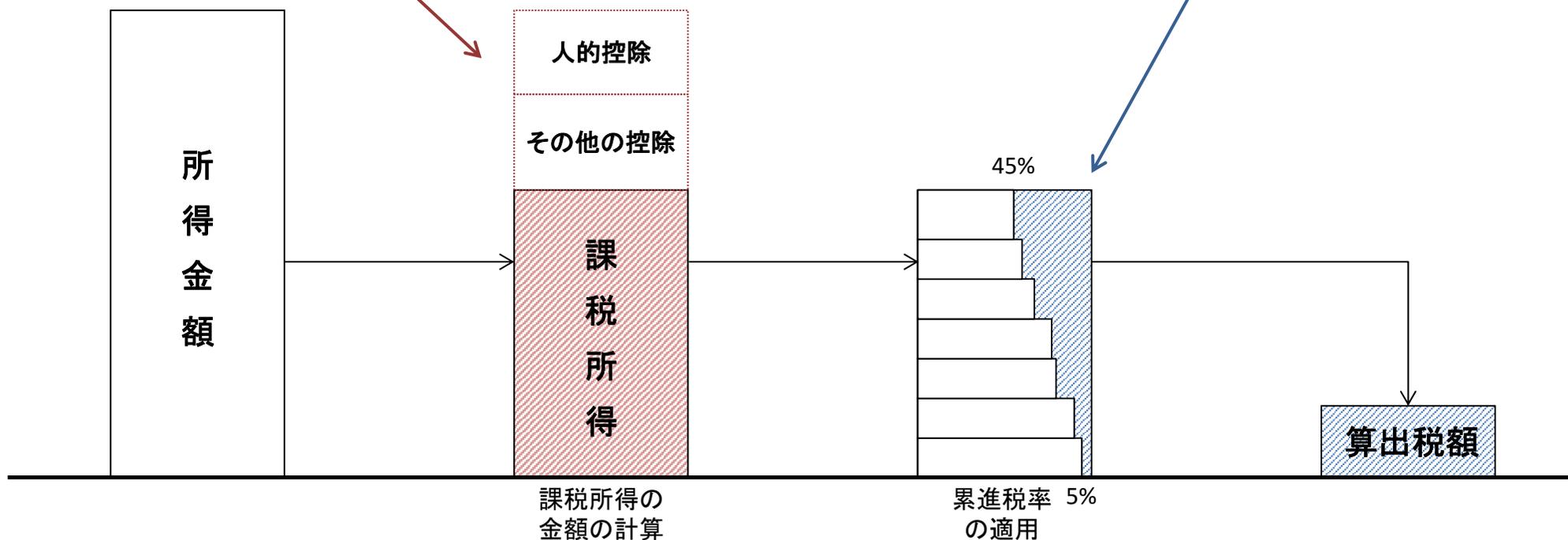
## 2. 人的控除の控除方式のあり方

## 所得税における税負担の調整

◎ 所得税負担の累進性は、主に「控除のあり方」と「税率構造」の組み合わせによって実現。

- ◎ 「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。  
⇒ 同じ「課税所得」を有する者に同じ税負担を求めるという考え方(どのような者に同じ税負担を求めるのか分かりやすい)。
- ◎ 所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

- ◎ その上で、「課税所得」に対して累進税率を適用することで累進的な税負担を実現。  
(現行: 5%~45%の7段階)
- ◎ 所得控除の適用は、同じ税率が適用されるブラケットの中での税負担の累進性を確保する役割も果たしている。



# 所得控除方式に代わる諸外国の制度(例)

## 所得控除 (日本)

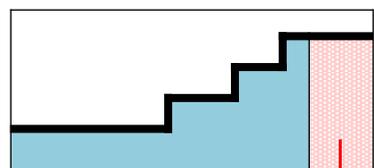
所得金額から控除を行うことで一定金額までの所得について税負担を求めないこととする方式



所得控除



累進税率を適用



負担軽減

高所得者ほど大

## ①ゼロ税率 (ドイツ・フランス)

課税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式



||



所得控除なしで累進税率を適用



負担軽減

所得水準によらず一定

## ②税額控除 (カナダ)

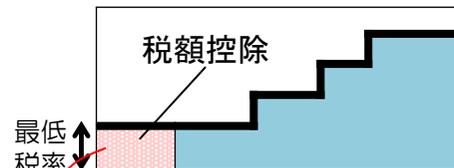
一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式



||



所得控除なしで累進税率を適用

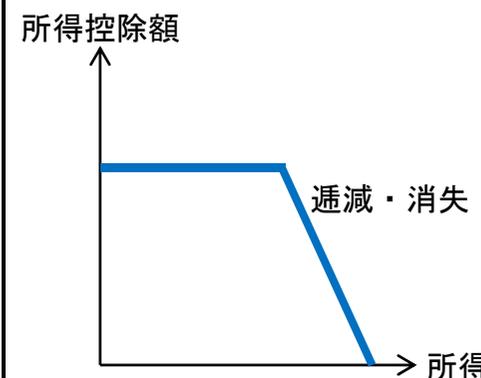


負担軽減

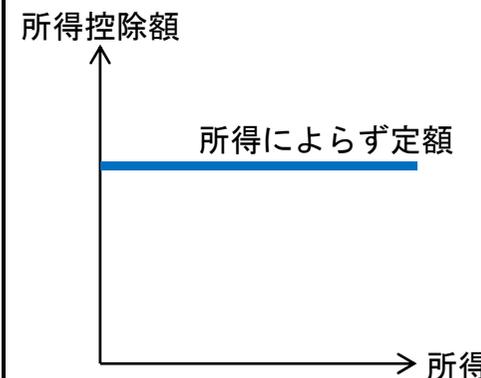
所得水準によらず一定

## ③所得控除 (アメリカ・イギリス)

所得控除額に一定の上限を設け所得の増加に応じて控除額を逡減・消失させる方式



## 所得控除 (日本)

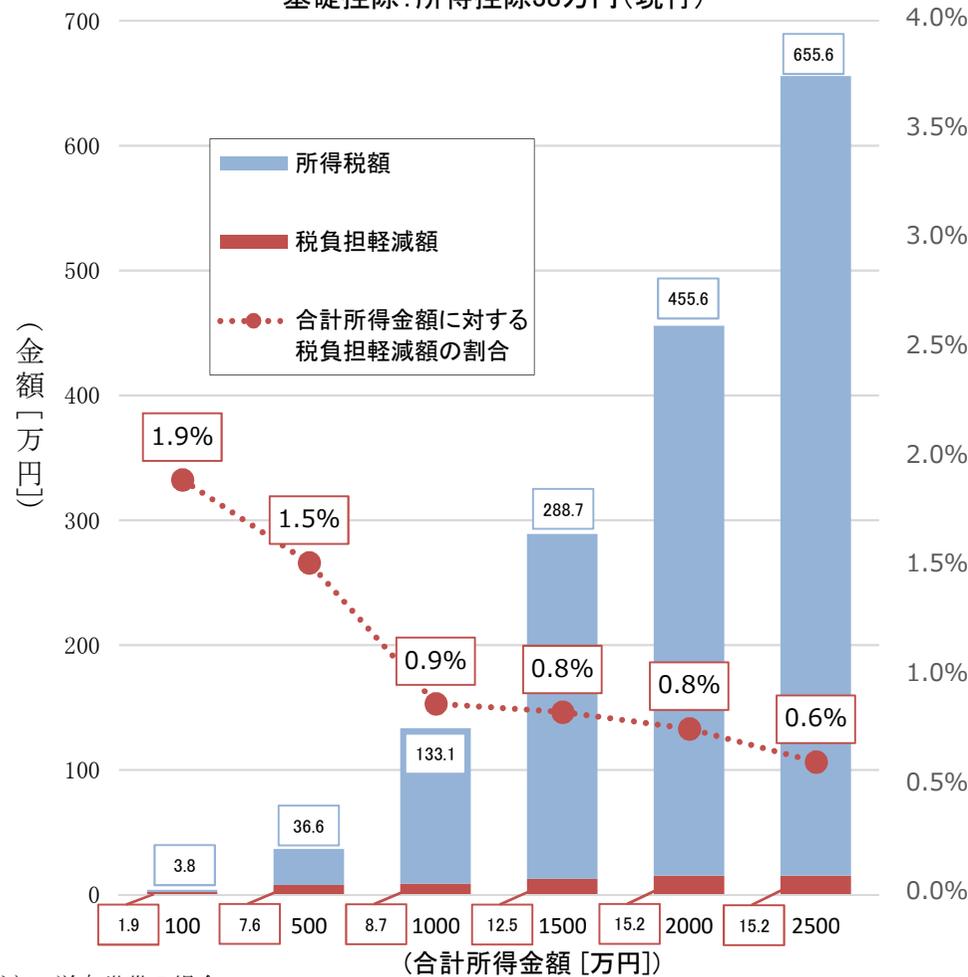


## 所得控除方式と税額控除方式の比較

- 所得控除方式の場合、高所得者ほど控除による税負担軽減額は大きくなるが、合計所得金額に占める税負担軽減額の割合は、高所得者ほど減少する。
- 税額控除方式の場合、所得金額にかかわらず税負担軽減額は一定であり、合計所得金額に占める税負担軽減額の割合は、所得控除方式と同様、高所得者ほど減少する。

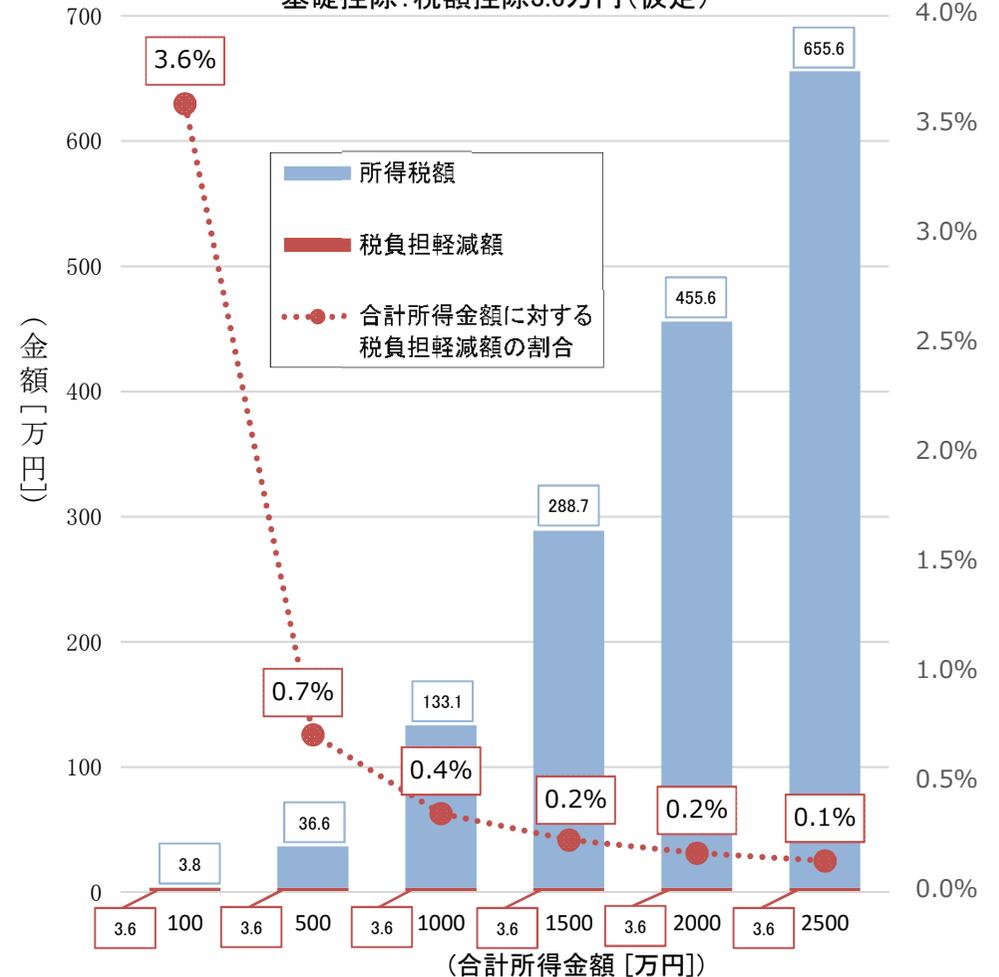
### 所得控除方式(現行)

基礎控除：所得控除38万円(現行)



### 税額控除方式

基礎控除：税額控除3.6万円(仮定)



(注)1 単身世帯の場合。

2 給与収入に換算すると、[合計所得金額：給与収入]はそれぞれ[100万：166.7万]、[500万：688.9万]、[1000万：1220万]、[1500万：1720万]、[2000万：2220万]、[2500万：2720万]となる。

## 各方式の考え方と論点

### 所得控除方式 (現行)

- 所得金額によらず、一定の金額を所得金額から控除。
- 所得金額から所得控除額を差し引いた「課税所得」を担税力の指標(物差し)として位置づけ、同じ「課税所得」に同じ税負担を求める仕組み。どのような者に同じ税負担を求めるのかが分かりやすい。
- 所得控除の存在は、累進税率の下で、税負担の累進性を高める効果を持つ。
- 税負担軽減効果は金額ベースでは高所得者ほど大きいが、割合ベースでは高所得者ほど減少。

### 税額控除方式 ゼロ税率方式

- 所得金額によらず、一定の金額を所得税額から控除。
- 所得再分配機能を大きく高める観点から、税負担軽減効果は、金額ベースで一定であるべきとの考え方に基づく仕組み。
- 所得再分配機能は、所得控除方式より高い。

### 逡減・消失型の 所得控除方式

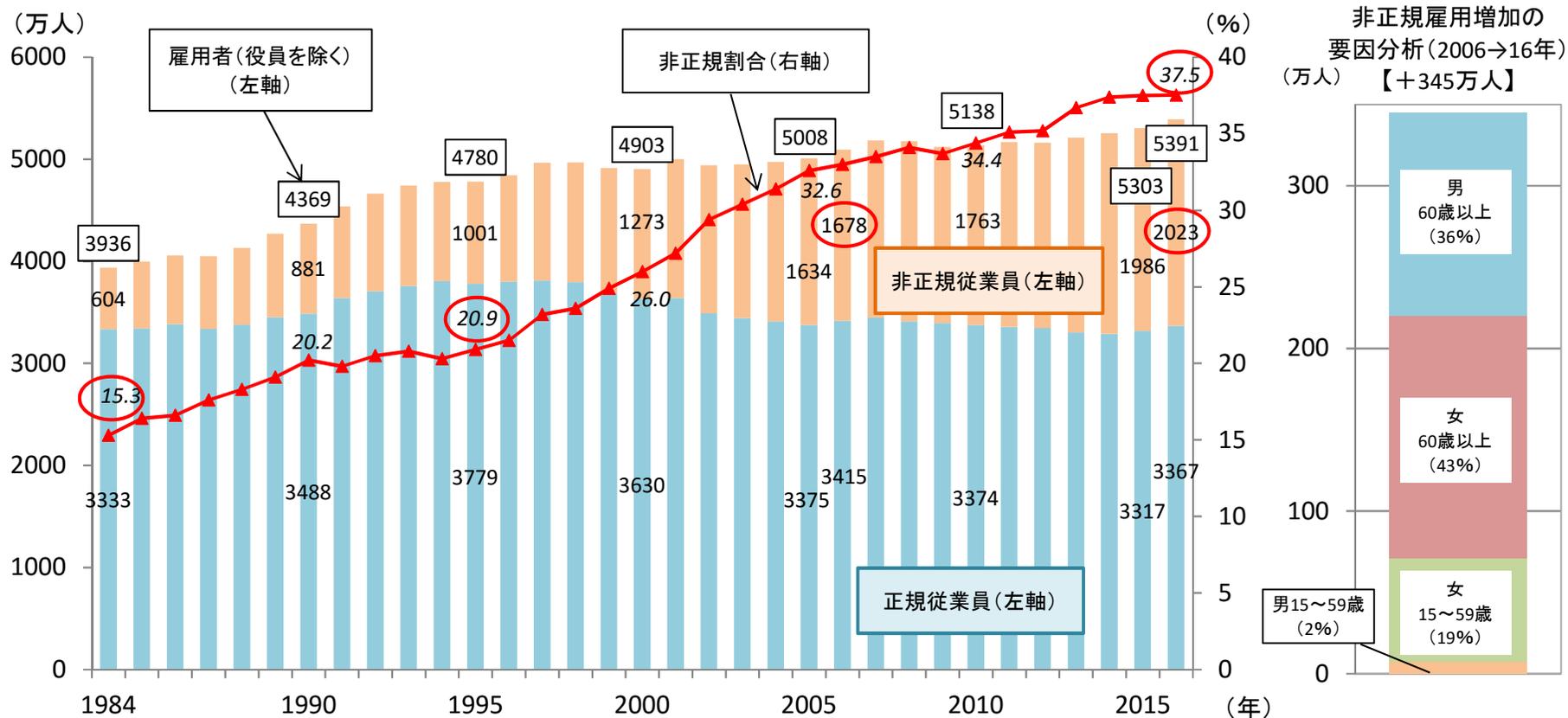
- 高所得者に対して、所得控除額を逡減・消失。
- 担税力の減殺を調整する必要性や所得再分配機能の回復の観点から、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないかとの考え方に基づき、現行の所得控除方式を修正。
- 所得再分配機能は、現行の所得控除方式より高い。

### 3. 働き方の多様化等を踏まえた 個人所得課税のあり方

(1) 働き方の多様化等を踏まえた  
所得計算のあり方

## 雇用者数の推移

- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性。



(出所) 左図: 2001年以前は「労働力調査特別調査」、2002年以降は「労働力調査(詳細集計)」 右図: 「労働力調査(詳細集計)」

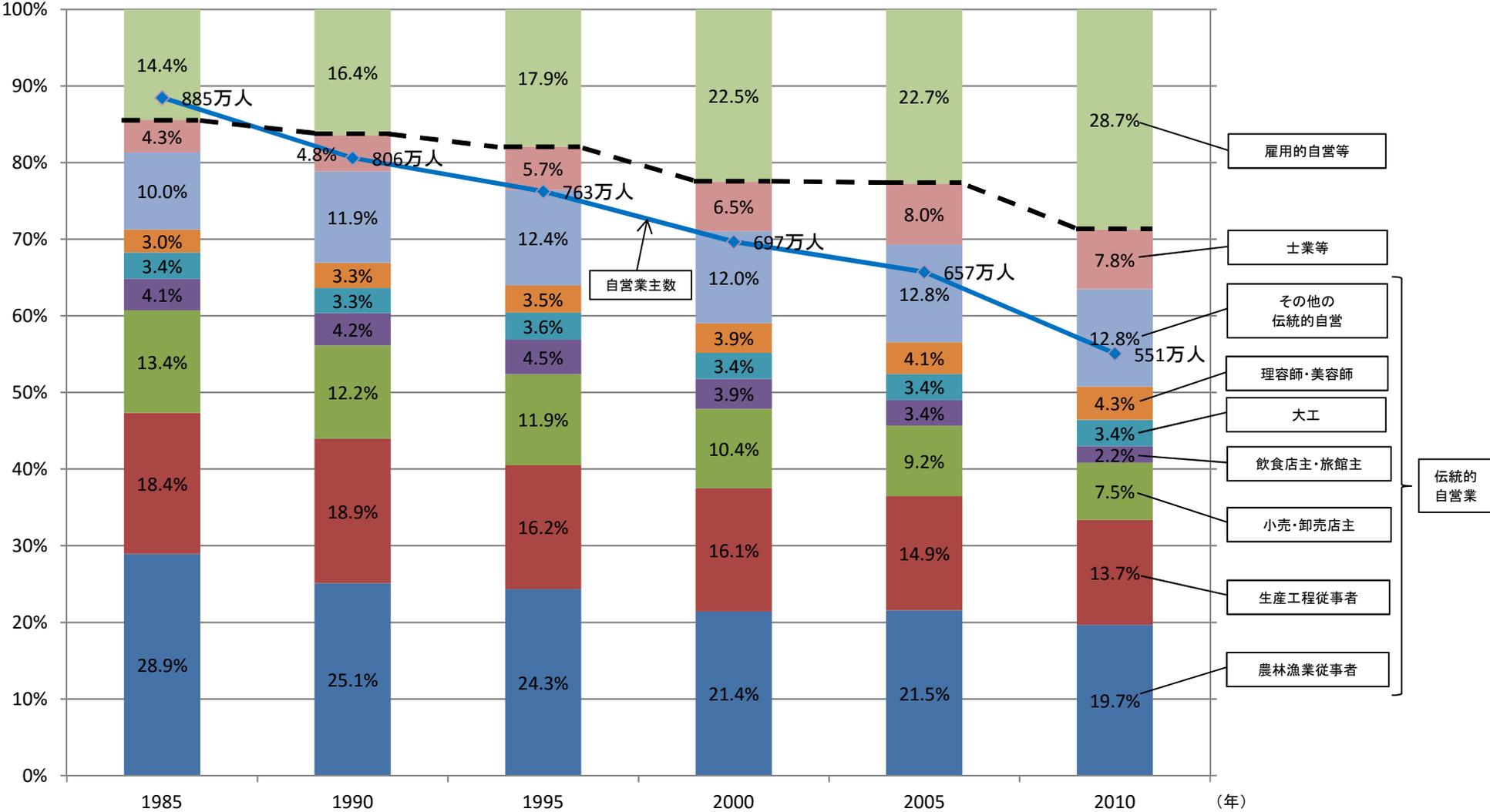
(注1) 「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細集計)」は年平均値である。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

(注2) 2011年の数値は補完推計値を使用している。

(注3) 「非正規従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

# 働き方の多様化について ～職種別自営業主数及び構成比の推移～

○ 自営業主を職種別で見ると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、 建築技術者、SE、保険代理人・外交員などの労働者に近い「雇用的自営業」の割合が増加している。



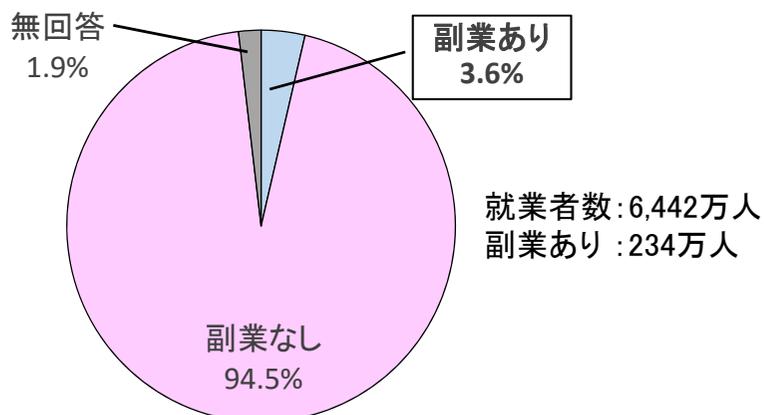
(出典) 総務省「国勢調査」

(備考) 「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営業等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

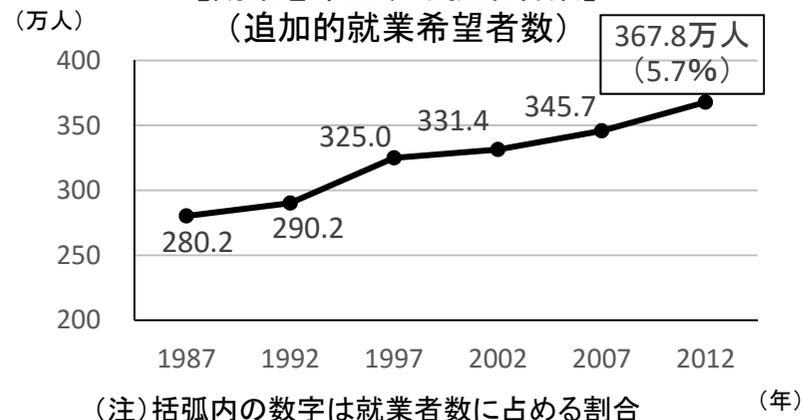
## 兼業・副業の現状

- 「平成24年就業構造基本調査（総務省）」によれば、全就業者6,442万人のうち、副業をしている者は234万人程度（全就業者の3.6%）。
- 同調査によれば、現在就業している者のうち、「現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者」（追加的就業希望者）は368万人程度おり、年々増加傾向にある。
- また、副業の従業上の地位の内訳をみると、「雇用者」が半数を占めるものの、「自営業者」も3割以上となっている。

【就業者の兼業・副業の有無】



【副業を希望する就業者数】

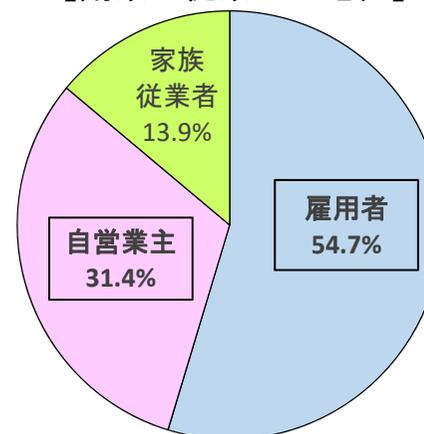


【働き方改革実行計画（抄）】

（平成29年3月 働き方改革実現会議決定）

- ✓ 副業・兼業を希望する方は、近年増加している一方で、これを認める企業は少ない。労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普及促進を図る。

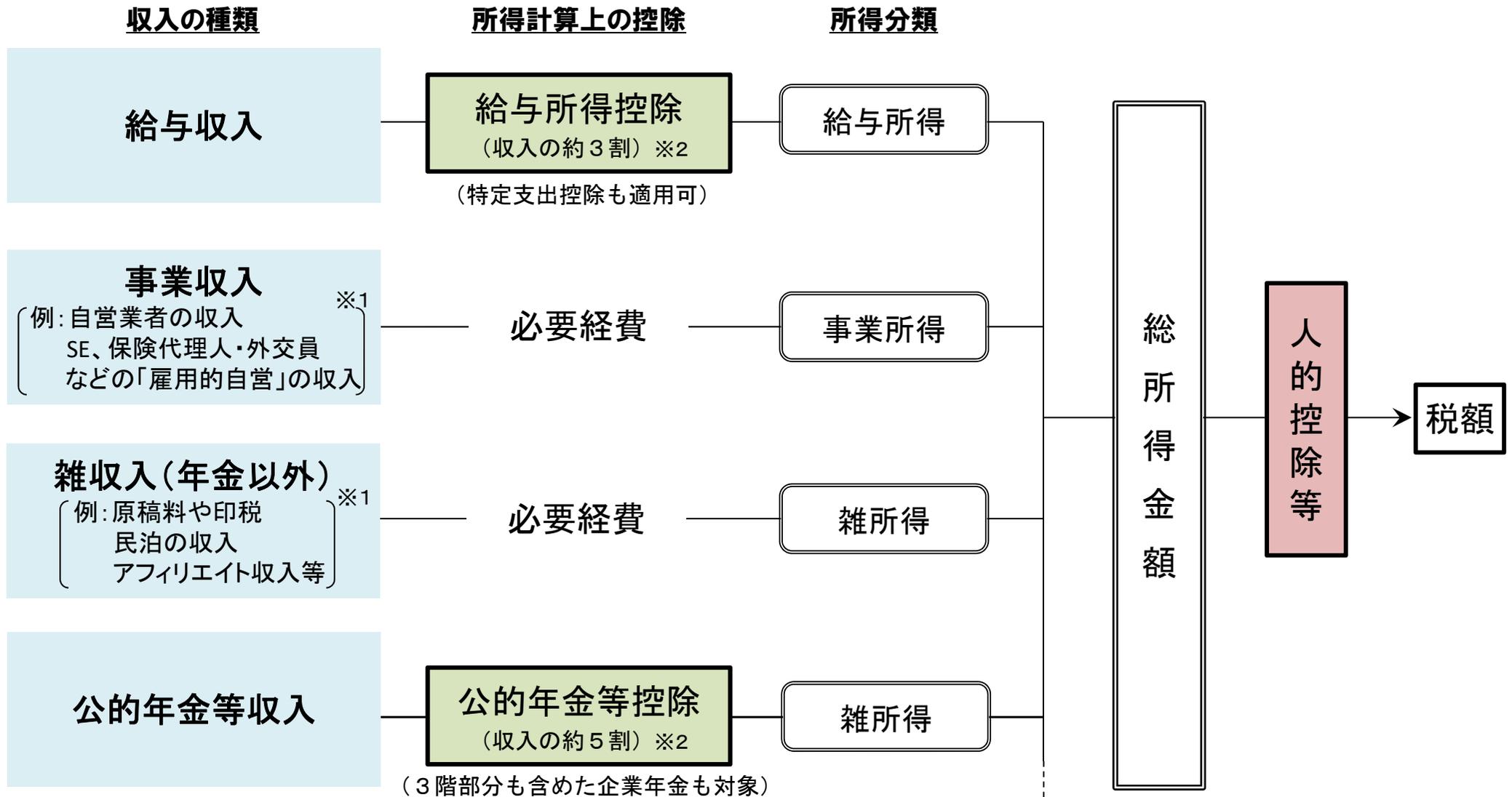
【副業の従業上の地位】



（出典）総務省「就業構造基本調査」

# 所得計算の方法

○ 給与や年金には収入類型に応じた特別の「所得計算上の控除」が存在しており、働き方や収入の稼得形態によって所得計算の方法が異なっている。

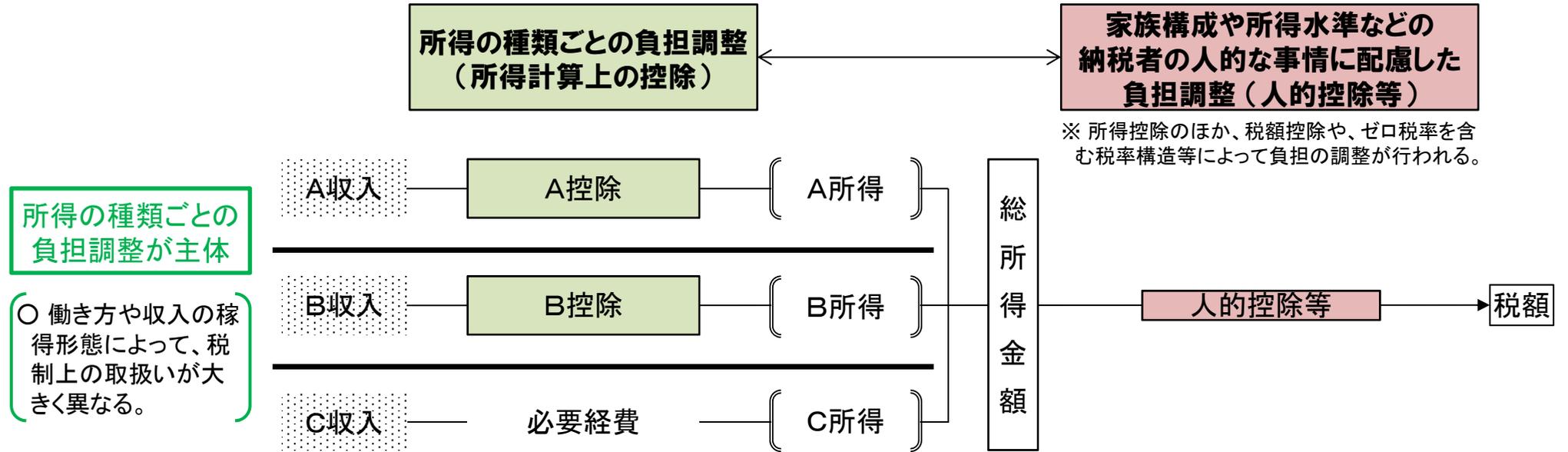


(※1) 上記の例示はあくまで一般的な職種を示したものであり、実際の所得区分は異なりうることに留意。

(※2) 各控除の総額を給与収入又は公的年金等収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

# 税負担の調整のあり方(イメージ)

- 税負担の調整に当たっては、
  - ・ 各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
  - ・ 合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。

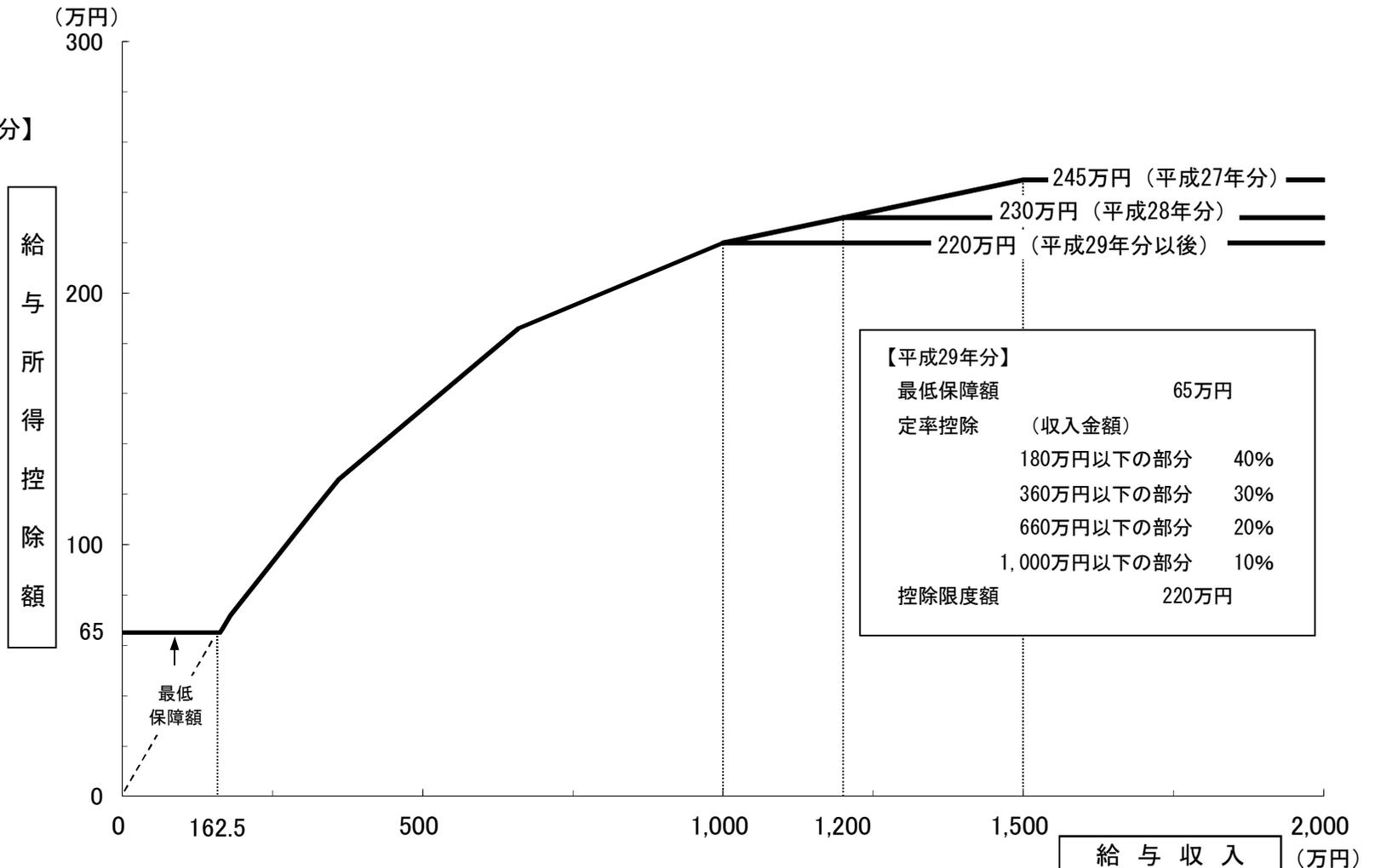


## 給与所得控除制度の概要

- 給与所得については、概算控除として給与所得控除の適用がある。
- 控除額は給与収入に応じて逡増（給与収入1,000万円以上で上限220万円）。

○ 給与所得控除額の例【平成29年分】

給与収入金額	給与所得控除
～162.5万円	65万円
300万円	108万円
500万円	154万円
800万円	200万円
1,000万円～	220万円



(参考) 給与総額は約216兆円、給与所得控除総額は約63兆円、給与総額に対する給与所得控除総額の割合は約29%である(「平成28年度市町村税課税状況等の調」(総務省))。

## 給与所得控除の主な沿革

年	概要	定率控除	定額控除	最低保障額	控除限度額
T 2	「勤労所得控除」の創設	収入予算年額の10%相当額	—	—	—
S 22	分類所得税の廃止（＝総合課税） 給与等は「給与所得」として課税 「給与所得控除」の創設	25%	—	—	12,500円
S 25	シャープ勧告に基づく控除率の引下げ	15%	—	—	(3.75万円→) 3万円
S 32	控除率が収入に応じ 逡減する仕組みを導入	(17.5%→) 20%、10%	—	—	(7万円→) 12万円
S 36	定額控除の導入 (定額控除をした残額に定率控除)	↓	1万円	—	〔順次 引上げ〕
∫	定額控除額の引上げ等	S44 20%、10%、5%	〔順次 引上げ〕	—	
S 49	定額控除を廃止し、 定率控除に一本化 最低保障額の導入 控除限度額を廃止	(20%、10%、5%→) 40%、30%、 20%、10%	(16万円→) 廃止	50万円	(76万円→) 廃止
S 55	定率控除の5%部分 の導入	40%、30%、20%、 10%、5%	—	—	—
H元	最低保障額の引上げ	↓	—	(57万円→) 65万円	—
H 25	控除限度額の再導入	↓	—	—	245万円
H 28	控除限度額の引下げ	↓	—	—	230万円
H 29	控除限度額の引下げ	40%、30%、 20%、10%	—	↓	220万円

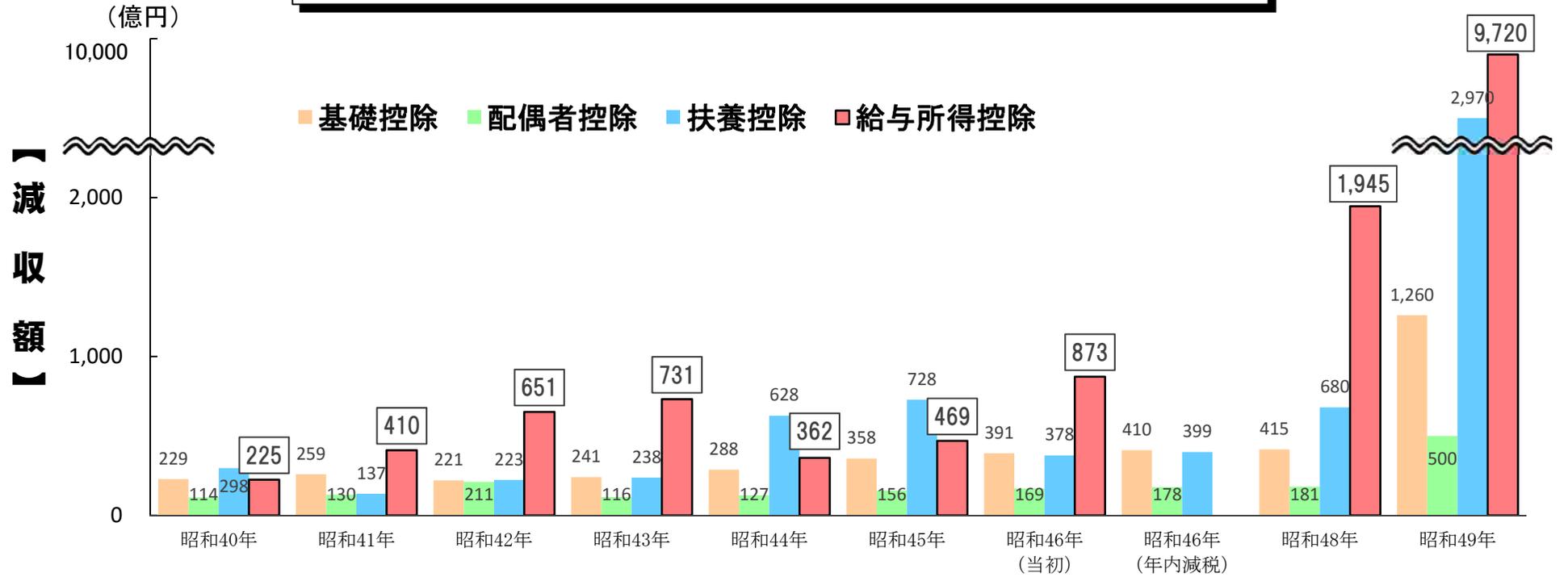
(経緯等)

- 給与所得が資産所得、事業所得と比べて担税力が弱いこと等を理由として、「勤労所得控除」を創設。
- シャープ勧告において、
  - ・ 給与所得と事業所得のバランス（所得捕捉の差）は適正な執行により対応すべき問題。給与所得控除の根拠は「必要経費の概算控除」にあることを踏まえれば、25%の控除は過大であり、10%に引き下げるべき旨の勧告がなされたことを踏まえ、15%に引下げ。

- 高度経済成長下における賃金の上昇に伴い、所得税の負担累増感の緩和や課税最低限の引上げの観点から、基礎控除を含む諸控除の引上げ等の減税を連年実施。
- 特に、サラリーマンについては、産業構造の転換により就業者に占める割合が大幅に増加する（働き方が変化する）中、負担累増感の緩和等の観点から、給与所得控除を大幅に引上げ。

- 給与所得控除の水準が、実際の給与所得者の勤務関連支出と比べても、主要国の概算控除と比べても過大となっていること、主要国の概算控除は、定額又は上限が設定されていること等を踏まえ、高所得者の給与所得控除について限度額を設け、限度額を漸次引下げ。

## 昭和40年代の所得税の諸控除の主な見直し



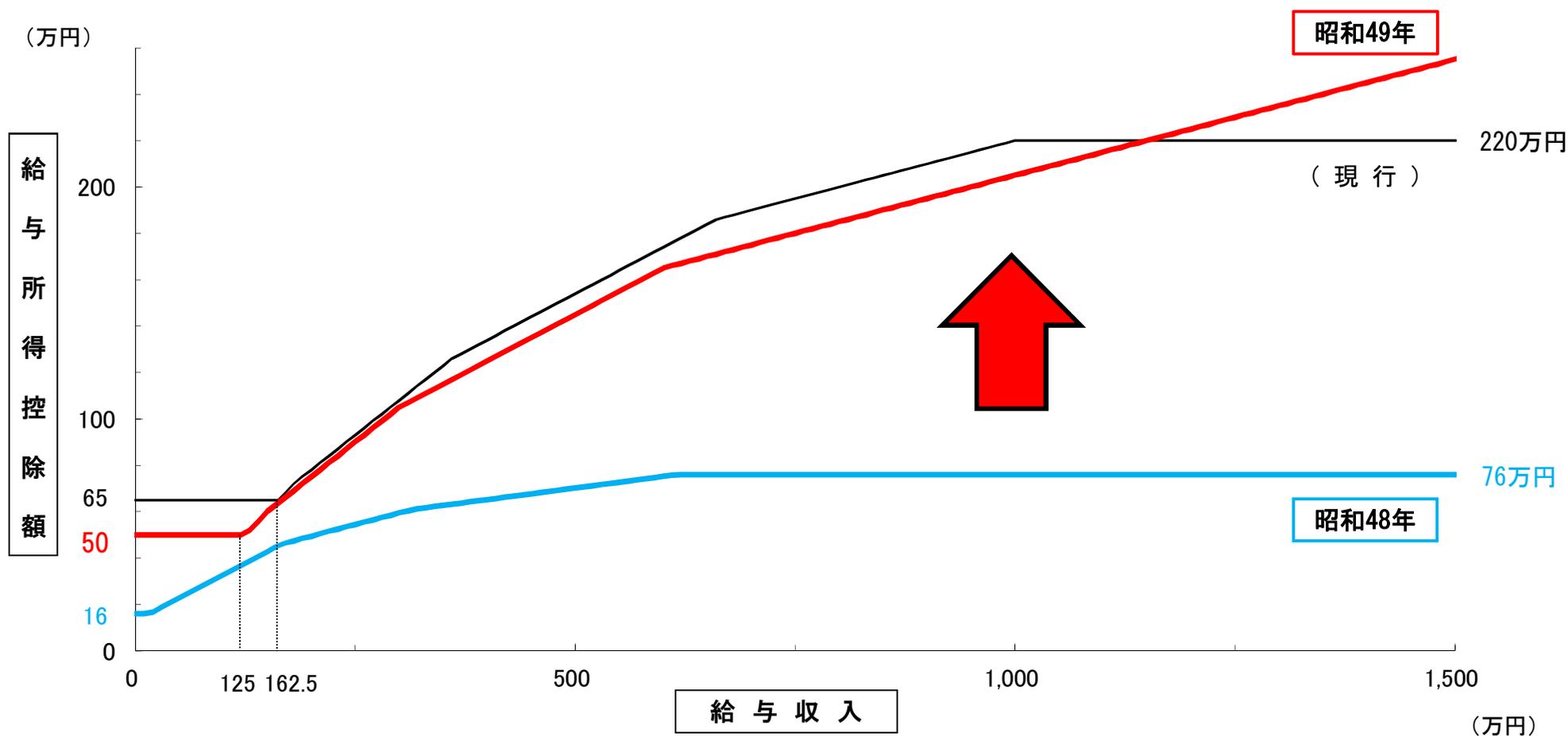
【控除額等】

		(万円)									
		昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年(当初)	昭和46年(年内減税)	昭和48年	昭和49年
基礎控除		13	14	15	16	17	18	19	20	21	24
配偶者控除		12	13	15	16	17	18	19	20	21	24
扶養控除		6	6	7	8	10	12	13	14	16	24
給与所得控除	給与収入										
	50	12.4	13.2	16.4	18.0	18.0	18.0	20.4	22.8	50.0	
	100	15.0	18.0	22.0	27.0	27.5	28.0	30.4	32.8	50.0	
	300	15.0	18.0	22.0	28.0	36.3	44.5	47.4	59.4	105.0	
	500	15.0	18.0	22.0	28.0	36.5	50.0	53.0	70.2	145.0	
	最高額	15.0	18.0	22.0	28.0	36.5	50.0	53.0	76.0	—	
課税最低限(単身)		20.2	22.6	28.1	32.1	33.4	34.7	39.3	40.5	45.1	77.8

(注) 給与所得控除は平年分の金額

## 昭和49年度改正における給与所得控除の見直し

- 田中内閣における「2兆円減税」の主要施策として、給与所得控除の大幅な引上げを実施。
- これにより、現行の給与所得控除と概ね同水準の制度となる。(平成25年分以降、所得再分配機能の回復の観点から、高額所得者への控除限度額の導入・引下げを漸次実施。)



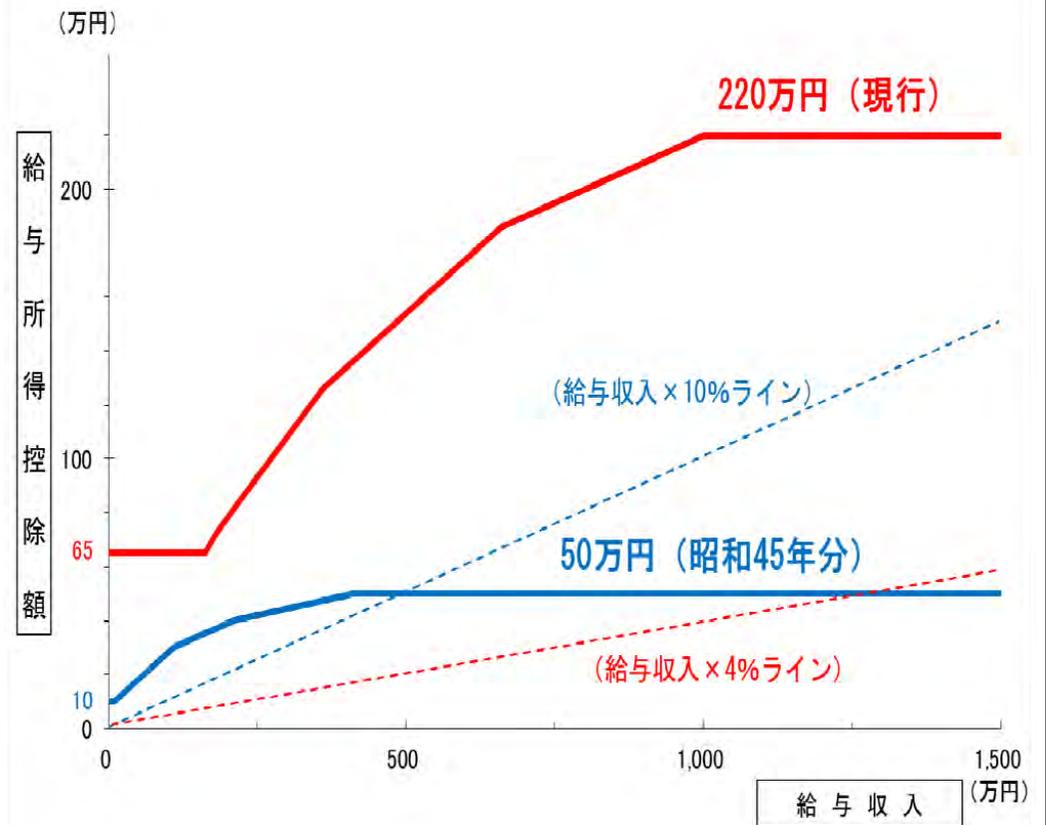
## 勤務関連経費・給与所得控除額の比較（昭和40年代と現在）

サラリーマンの勤務関連経費(平均)

給与所得控除額

	昭和45年		平成28年
世帯年収(A)	136万円	➔	632万円
勤務関連経費(B)	14万円	➔	25万円
割合(B/A)	10.5%	➔	4.0%

※「勤務関連経費」については、「家計調査」(総務省)における「家計支出」のうち、サラリーマンの勤務関連経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出し、計算

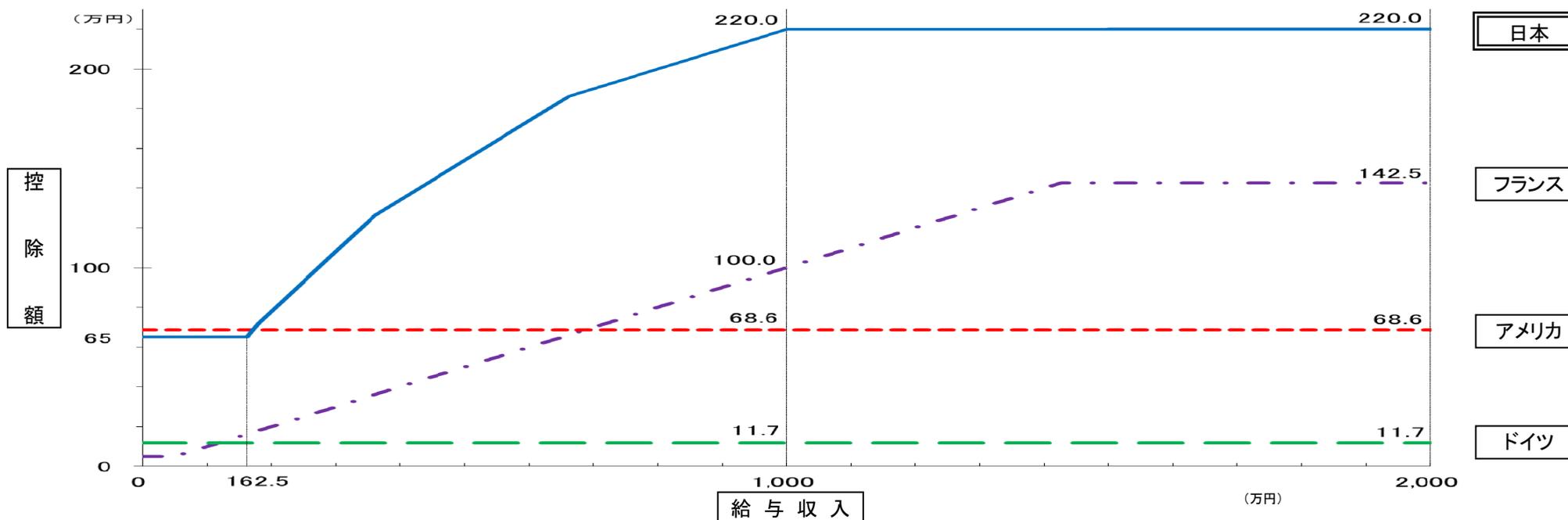


## 給与所得者を対象とした概算控除の国際比較

(2017年1月現在)

○ 主要国の給与所得者を対象とした概算控除の水準は、わが国に比較して低く、また、定額制又は上限が設定されている。

	日 本	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス	(参考)ア メ リ カ
概 算 控 除	<b>給与所得控除(定率・上限あり)</b>  給与収入に応じ、4段階の 控除率(40%~10%)を適用 最低保障額 65万円 上限 220万円	<b>なし</b> (注1)	<b>被用者概算控除(定額)</b> (注2) 1,000ユーロ(11.7万円)  ※給与所得者に限る。	<b>必要経費概算控除</b> <b>(定率・上限あり)</b> (注2) 給与収入(社会保険料控除後) の10% 最低 426ユーロ(5.0万円) 上限 12,183ユーロ(142.5万円)  ※給与所得者に限る。	<b>概算控除(定額)</b> (注2)  6,350ドル(68.6万円)  ※給与所得者に限らない。ま た、給与所得控除だけ ではなく、医療費控除や寄附 金控除等の各種所得控除 を含む性格の概算控除。



(注1) イギリスでは、給与所得者を対象とした概算控除制度は設けられていない。一方で、職務上の旅費等について、実額控除が認められている。  
 (注2) ドイツ・フランス・アメリカでは、概算控除制度と実額控除制度との選択制とされている(上記の概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない)。  
 (注3) 上記のグラフは、日本は給与所得控除額、ドイツは被用者概算控除額、フランスは必要経費概算控除額、アメリカは概算控除額を記載している。  
 (注4) グラフ中の数値は、給与収入 1,000 万円及び 2,000 万円の場合の各国の控除額である。  
 (注5) 邦貨換算レートは、1ドル=108円、1ユーロ=117円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

## 勤労者世帯の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調

- 給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される平均年間支出額は全体で25.2万円。年間収入最上位の平均年間支出額は39.8万円。
- 収入に占める支出の割合は、過去、4～10%程度。

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである(支出品目は従来から同一のものを使用している。)  
したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

平成28年

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年 間 支 出 額								(B) / (A)
		衣料品	身の回り品	理容・洗濯	文具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計(B)	
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I ( ~ 449 )	3,544	8,604	6,433	6,170	976	25,468	80,990	3,618	132,259	3.7
II ( ~ 582 )	4,743	13,392	8,330	7,512	1,518	30,771	120,020	6,636	188,179	4.0
III ( ~ 722 )	5,923	19,744	12,460	10,158	1,737	36,621	148,336	10,205	239,261	4.0
IV ( ~ 903 )	7,111	25,010	14,404	13,051	1,597	44,649	186,526	15,602	300,839	4.2
V ( 903 ~ )	10,297	40,183	20,053	20,807	2,218	59,101	233,058	22,646	398,066	3.9
平 均	6,324	21,387	12,336	11,539	1,609	39,321	153,786	11,741	251,719	4.0

(出所)総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)」(年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格)

(注1)年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(注2)年間支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

	昭和48年	60年	平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
収入に占める勤務関係経費の割合(平均)	11.3 %	9.2 %	5.3 %	5.0 %	4.8 %	4.7 %	4.4 %	4.2%	4.0%
平均年間支出額	22.5 万円	46.8 万円	32.9 万円	30.6 万円	29.6 万円	29.6 万円	27.5 万円	26.4万円	25.2万円
年間収入最上位の平均年間支出額	37.2 万円	68.3 万円	53.8 万円	49.3 万円	47.3 万円	48.5 万円	41.9 万円	40.5万円	39.8万円

(出所)総務省統計局「家計調査(二人以上の世帯)」(年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格)

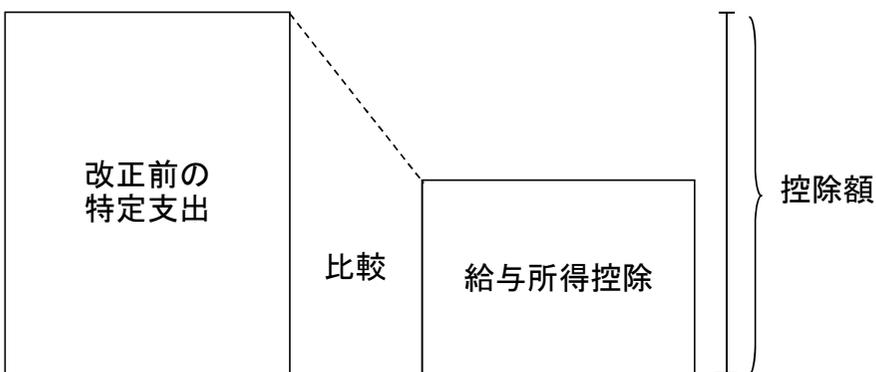
(注1)年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

(注2)年間支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

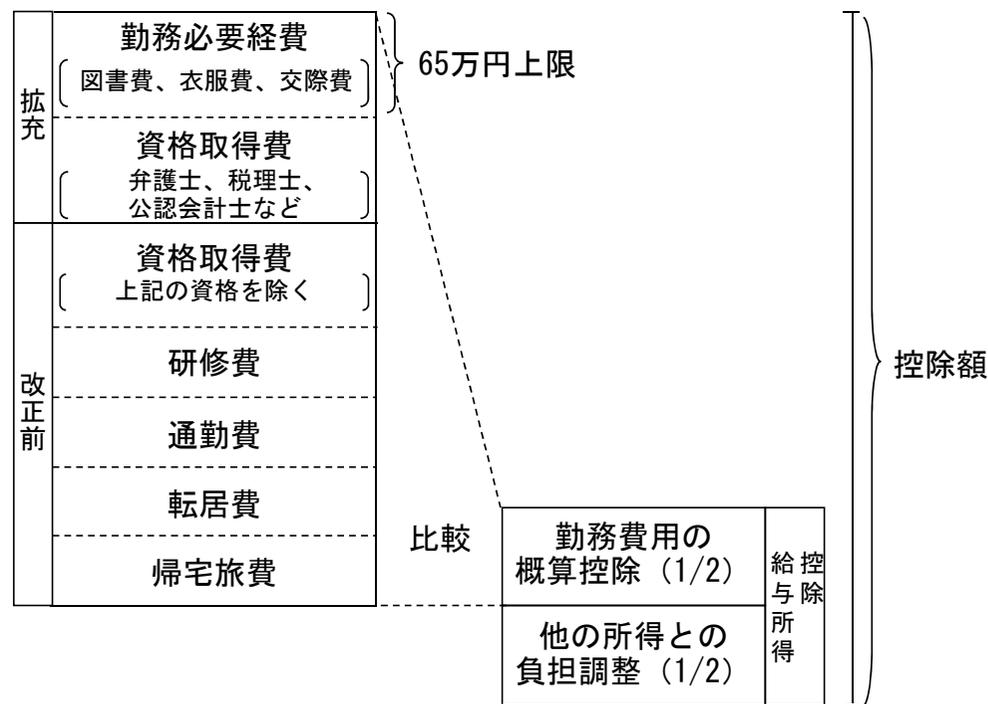
## 特定支出控除の見直し（24年度改正）

- 特定支出控除について、範囲の拡充等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。
- 【範囲の拡充】  
 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費）を追加。
- 【適用判定の基準の見直し】  
 適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1（改正前：控除額の総額）とする。
- ※ 所得税は平成25年分から、住民税は平成26年度分から適用する。

### 【改正前】



### 【改正後】



### ○ 特定支出控除を適用した確定申告書の提出状況（翌年3月末現在）

（件）

年分	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
申告者数	5	9	8	7	4	7	1	3	1	3	3	7	4	5	10	9	13	9	7	6	9	3	4	6	1,430	1,978	1,845	1,522

# 給与所得者を対象とした実額控除の国際比較

(2017年1月現在)

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
給与所得者の必要経費の実額控除	特定支出控除	項目別控除 <sup>(注1)</sup>	職務の遂行に必要な不可欠な支出、及び旅費等	収入の取得、確保及び維持のための支出	職務遂行を目的とした支出
通 勤 費	・通勤に通常必要な運賃	控除は認められない	控除は認められない	・通勤に通常必要な運賃	・通勤に通常必要な運賃
転 勤 費	・転勤に伴う転居のために通常必要な運賃 ・宿泊費 等	・転勤費用	原則として控除は認められない	・転勤費用	・転勤費用
旅 費 等	・単身赴任者の帰宅旅費(月4回を限度)	・職務上の旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰宅旅費及び住居費 等	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰宅旅費及び住居費 等
資格取得費、研修費、図書費	・資格取得費 ・研修費 ・図書費 <sup>(注2)</sup> ※職務上必要なものに限る	・研修費 ・図書費 ※職務上必要なものに限る	原則として控除は認められない	・研修費 ・図書費 ※職務上必要なものに限る	・資格取得費 ・研修費 ・図書費 ※職務上必要なものに限る
衣 服 費	勤務先で着用する制服等の費用で、職務遂行に直接必要なもの <sup>(注2)</sup>	職業上必要とされる特殊な衣服(通常の着用に適さないもの)の費用	職業上必要とされる特殊な衣服の費用	職場のみで着用される職業用の衣服の費用	職業上必要とされる特殊な衣服の費用
そ の 他	交際費(得意先等に対する接待等のための支出で、職務の遂行に直接必要なもの) <sup>(注2)</sup>	・交際費(原則、支出額の50%まで)。事業活動に直接関係する等の場合に限る。 ・一定条件下で、職務関連の団体等に支払った会費 等	・一定条件下で、職務関連の団体等に支払った会費 等	・交際費(原則、支出額の70%まで)。職務上の目的に限る。 ・一定条件下で、職務関連の団体等に支払った会費 等	交際費(職務遂行上必要なものに限る) ・労働組合費 等
概算控除との関係	上記の特定支出額のうち、当人の給与所得控除の2分の1を超える部分について、実額控除可	概算控除制度との選択制	—	概算控除制度との選択制	概算控除制度との選択制

(備考) 上記は各国における原則的な取り扱いを示したものの。

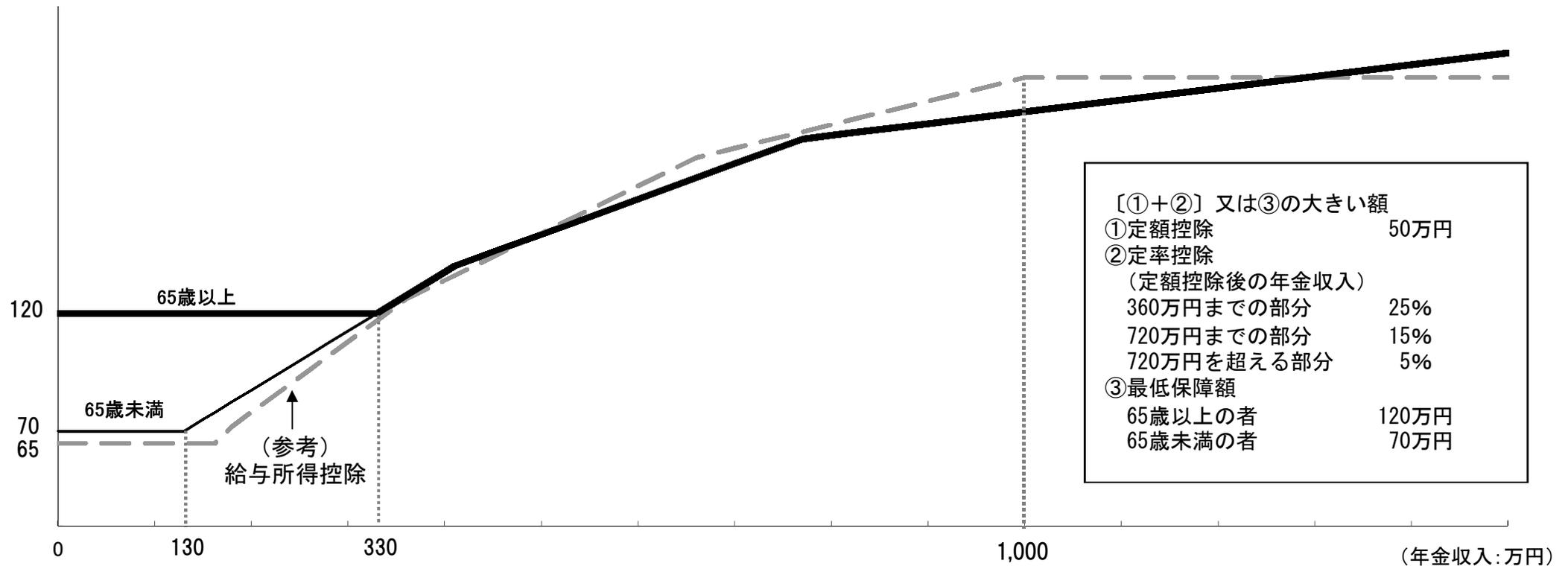
(注1) 転勤費を除く多くの費用については、調整総所得の2%超の部分のみ実額控除が認められる。また、実額控除全体について、高所得者に対する通減措置がある。通減措置は、調整総所得が313,800ドル超の納税者(夫婦共同申告の場合)について、(A)調整総所得のうち313,800ドル超の部分の3%、または(B)実額控除総額(医療費・投資利子・雑損・ギャンブル損失の各控除を除く)の80%、のうち小さい方の額を、控除額から減額。なお、転勤費は総収入から直接控除可能(概算控除又は実額控除のいずれを選んでも可)。

(注2) 図書費、衣服費、交際費の合計で65万円が上限。

## 公的年金等控除制度の概要

- 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）
  - ・ 国民年金
  - ・ 厚生年金
  - ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

(控除額:万円)

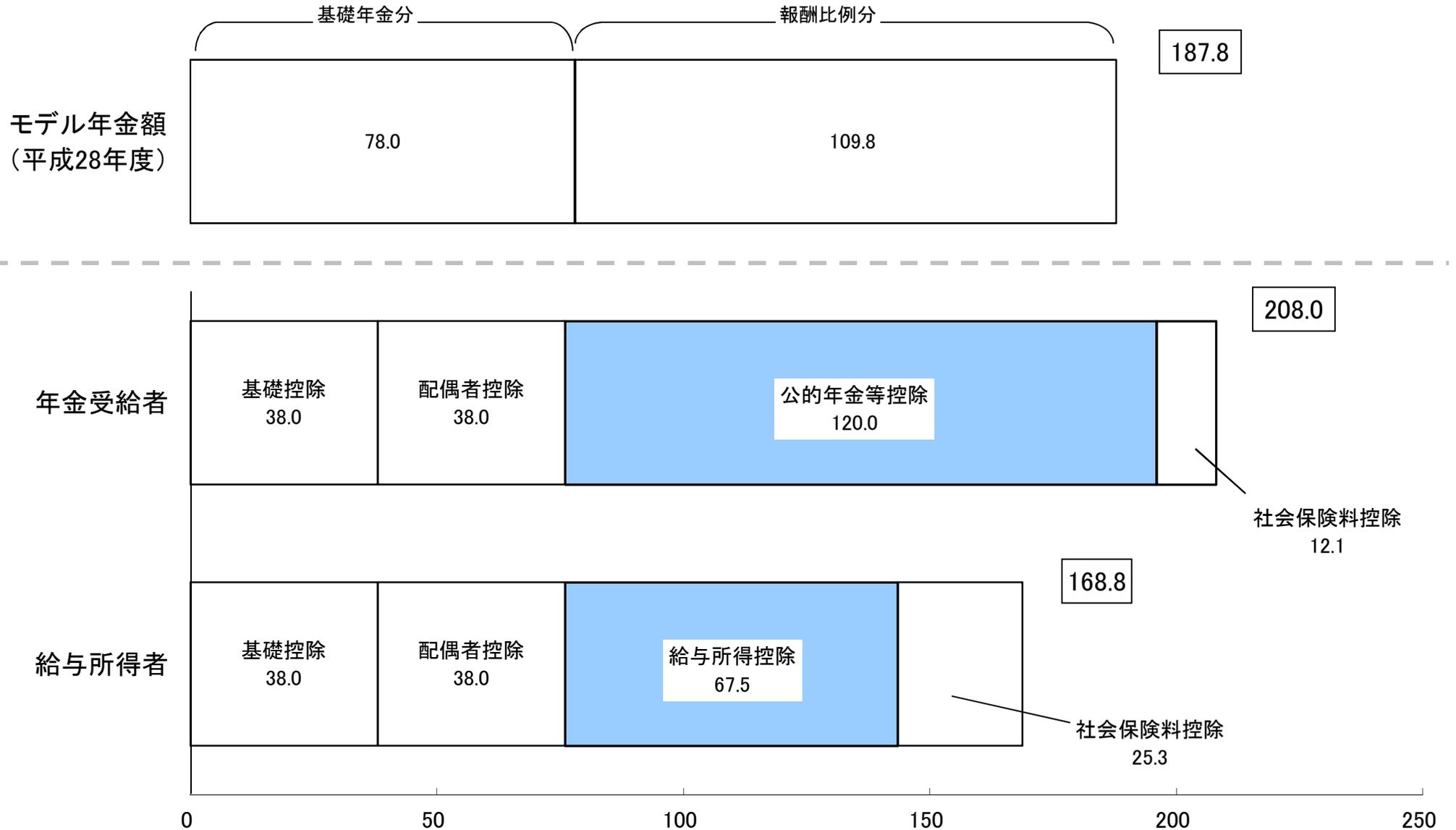


**[モデル年金額] 187.8万円**  
(平成28年度)

**[課税最低限] ○年金受給者(夫婦世帯): 208.0万円**  
(現行) (参考) 給与所得者(夫婦世帯): 168.8万円

(注1) モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(26年度物価スライド実施後)である。  
 (注2) 年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。

# モデル年金額と課税最低限



(注1) モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額（26年度物価スライド実施後）である。

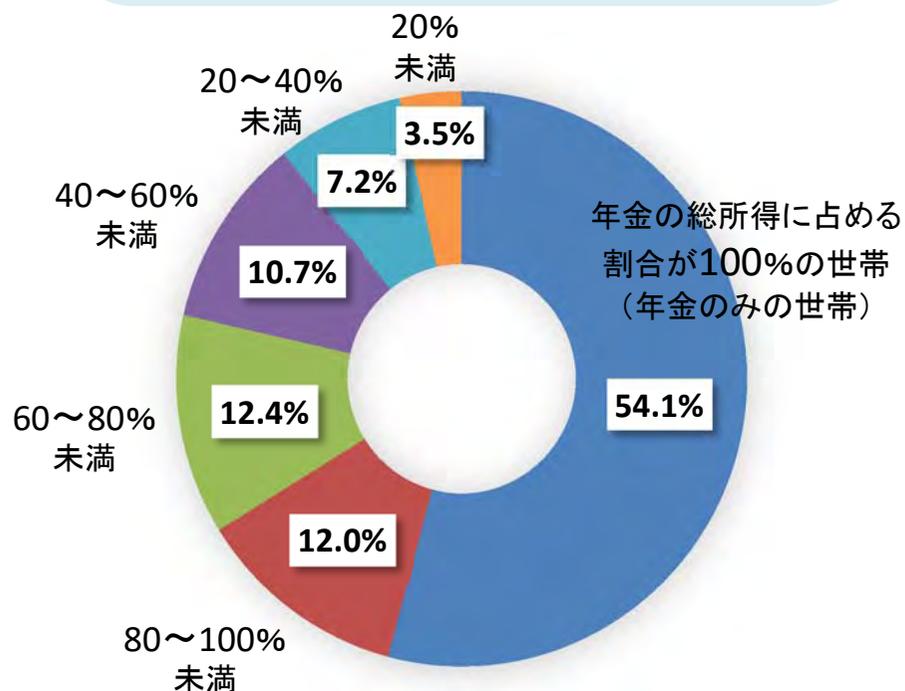
(注2) 年金受給者の課税最低限については、本人は65歳以上、配偶者は70歳未満として計算している。

(万円)

## 公的年金等控除に関する会計検査院からの指摘

- 公的年金等控除は、公的年金等が、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段であることへの配慮等から設けられているもの。
- 他方、年金等以外の所得が非常に高く、経済的稼働力が高い者にも、平均的な年金所得者と同水準の公的年金等控除が適用されている状況。(昨年12月の会計検査院による指摘)

65歳以上の年金所得者世帯における公的年金等収入の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



65歳以上の年金所得者（申告納税をしている者）に関する会計検査院のサンプル調査（平成24~26年分）

課税総所得金額の階層区分	総所得金額(一人当たり平均)		公的年金等控除額(一人当たり平均)
	給与所得、不動産所得等の金額	公的年金等収入額	
1,800万円 ~	7,473万円	7,319万円	168万円
900万円 ~ 1,800万円	1,477万円	1,379万円	171万円
695万円 ~ 900万円	968万円	890万円	173万円
330万円 ~ 695万円	645万円	558万円	177万円
195万円 ~ 330万円	401万円	310万円	184万円
~ 195万円	144万円	55万円	182万円

※ 租税特別措置(所得税関係)の適用状況等についての報告書(平成28年12月 会計検査院)より作成

## 主要国における公的年金税制

(2017年1月現在)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
制度類型		E E T	T E T	T E T	E E T	E E T	
拠出段階	事業所得者	全額控除	控除あり (1/2)	控除なし	控除あり (限度額あり) <sup>(注3)</sup>	全額控除	
	給与所得者	本人負担分	全額控除	控除なし	控除なし	控除あり (限度額あり) <sup>(注3)</sup>	全額控除
		事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
		被用者の給与課税	なし	なし	なし	なし	なし
運用段階		非課税	非課税	非課税	非課税	非課税	
給付段階		一部課税 <sup>(注1)</sup>	一部課税 <sup>(注2)</sup>	課税	課税 <sup>(注4)</sup>	課税 <sup>(注5)</sup>	

(注1) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注2) 給付額の一定部分が課税対象となる(給付額の50%にその他の所得を加えた暫定所得額が、\$25,000から\$34,000の場合(単独申告の場合)は、㉞給付の50%、㉟\$25,000を超える暫定所得の50%のうち少ない金額(※)が課税対象。暫定所得額が\$34,000を超える場合は、㉟給付の85%、㊱「\$34,000を超える暫定所得の85%+(※)で計算された額又は\$4,500のうち少ない金額」、のうち少ない方の金額が課税対象。担税力減殺及び二重課税への配慮のためとされている)。

(注3) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり。また、給与所得者は実額控除に代えて概算控除を選択することもできる)。年金保険料の控除割合は、実額控除の場合、2013年に76%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2017年に84%、概算控除の場合、2010年に40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2017年に68%となっており、いずれも2025年に100%となる予定。

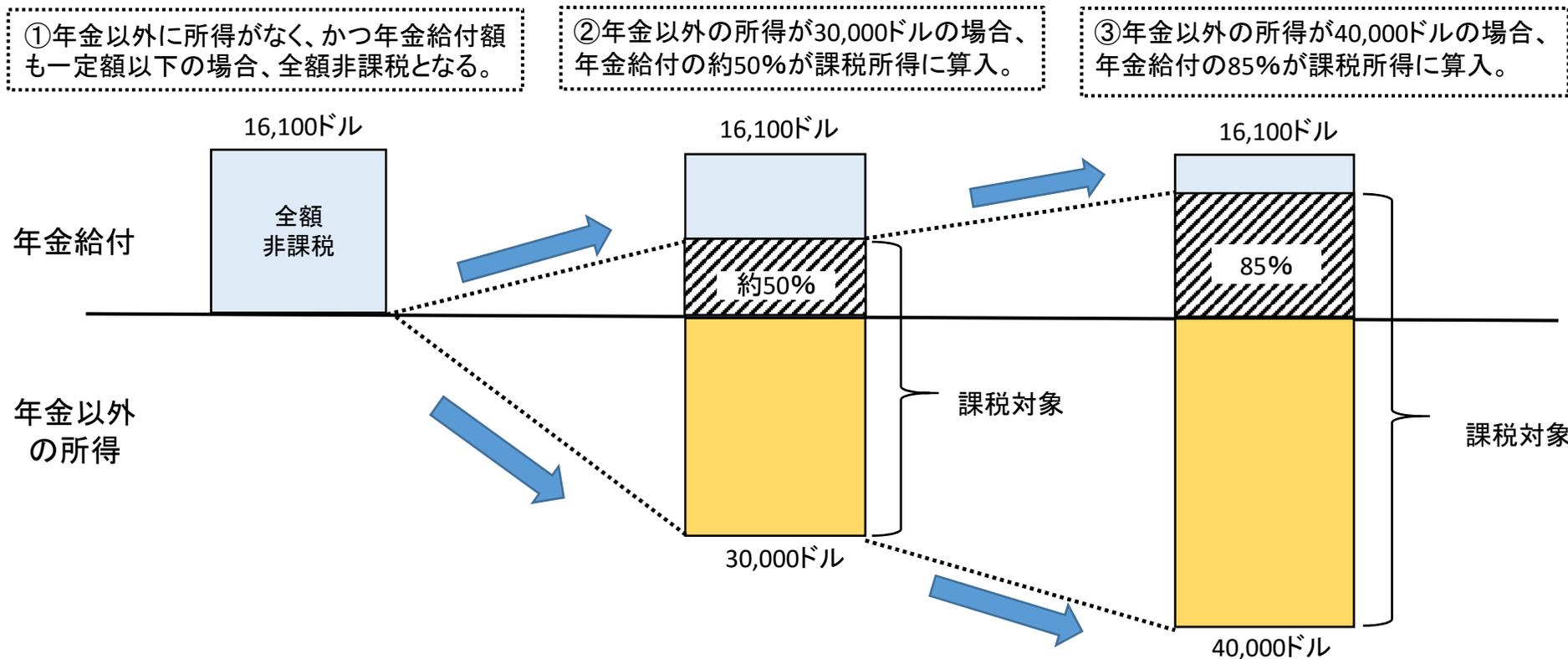
(注4) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇(2017年は74%、2040年に100%となる予定))。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注5) 年金額に対する10%の控除(各世帯構成員一人あたり最低控除額379ユーロ、世帯あたり控除限度額3,715ユーロ)が認められる。

## アメリカの公的年金等控除の仕組み(イメージ)

- アメリカの公的年金課税は、公的年金の給付額と、公的年金以外の所得額の多寡に応じて、年金給付額に対する控除割合が決定される仕組みとなっている<sup>(注1)</sup>。(拠出段階で社会保険料が控除されないため、給付段階で控除)
- 仮に、同額の年金を受給する納税者であれば、年金以外の所得額が大きくなるにしたがって課税対象に算入される年金給付額の割合は増加し、最大85%まで課税対象となりうる。

### 【 年間の年金給付額が16,100ドル<sup>(注2)</sup>の納税者の例 】



(注1) アメリカの公的年金課税の具体的な計算方法は、給付額の50%にその他の所得を加えた暫定所得額が、\$25,000から\$34,000の場合(単独申告の場合)は、㊦給付の50%、㊧\$25,000を超える暫定所得の50%、のうち少ない金額(※)が課税対象。暫定所得額が\$34,000を超える場合は、㊨給付の85%、㊩「\$34,000を超える暫定所得の85%+(※)で計算された額又は\$4,500のうち少ない金額」、のうち少ない金額が課税対象となる。

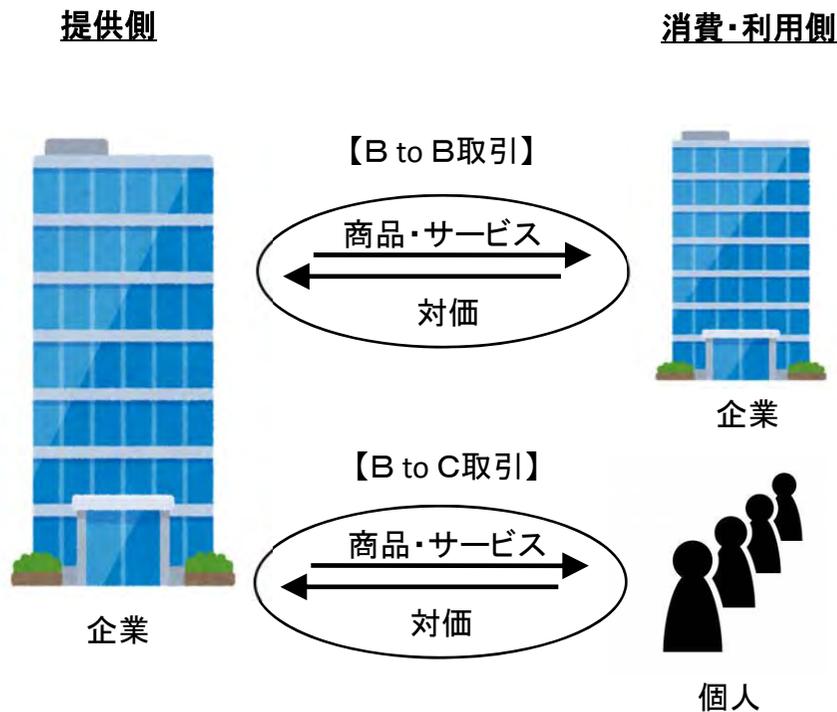
(注2) 2015年における、米国の老齢年金受給資格者のうち、配偶者や子を除く本人の平均月間受給額約1,342ドル(米国社会保障局“Annual Statistical Supplement,2016”による)から算出。

## (2) 経済社会のICT化を踏まえた 所得把握のあり方

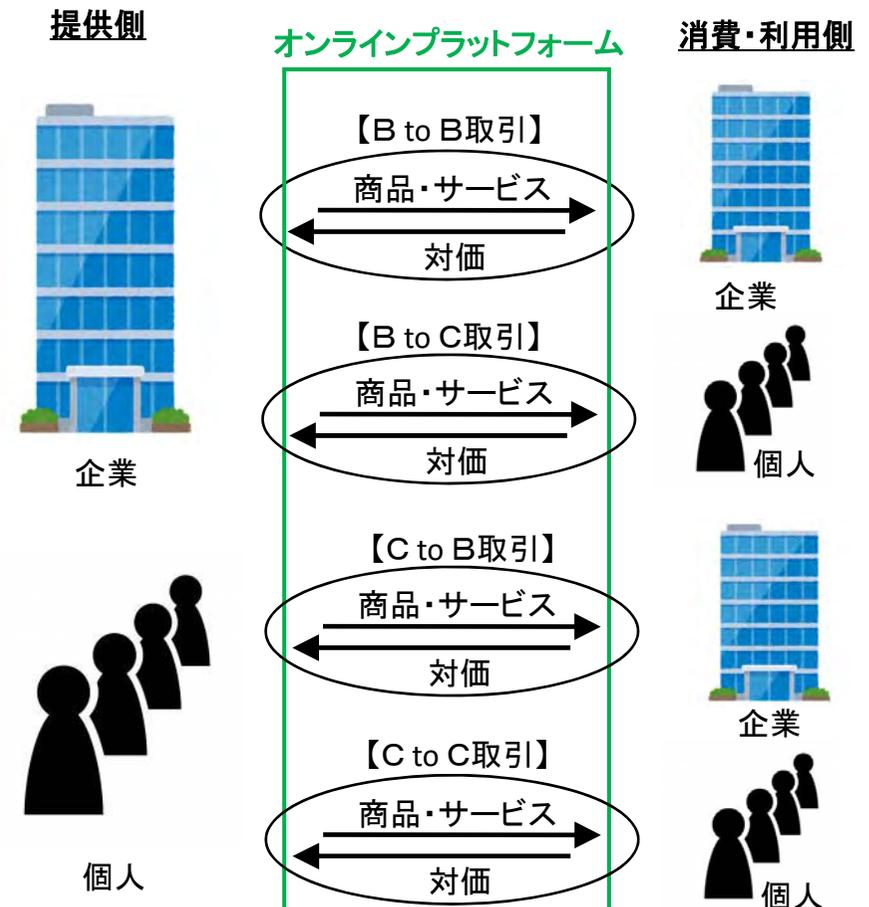
# 経済社会のICT化と取引形態の変化

- 従来型のビジネスにおいては、基本的に商品やサービスの「提供側」と「消費・利用側」が区分され、本業として資本を投下した「企業」が商品やサービスの「提供側」を担うケースが多かった(B to B取引、B to C取引)
- 他方、近年、経済社会のICT化に伴い、商品やサービスの「提供側」と「消費・利用側」を結びつけるオンラインプラットフォームが発展。本業として資本を投下していない(当該商品やサービスの提供についてプロではない)「個人」も、「提供側」を担うケースが増加(C to B、C to C取引)。個人にとって、収入の稼得方法が多様化している。

【従来型のビジネス】

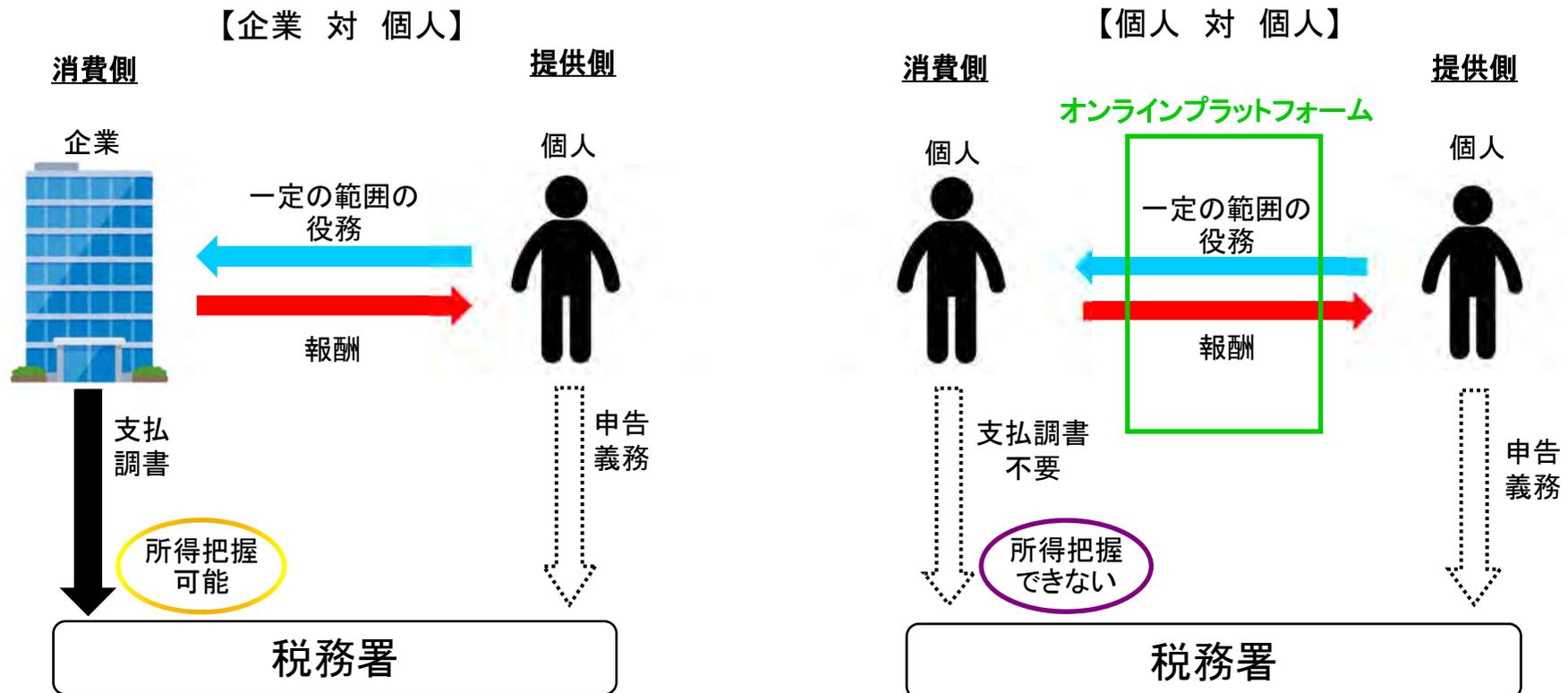


【プラットフォームビジネス】



# 経済社会のICT化と所得把握

- 企業(B)が、一定の役務提供等に関する仕事(例:ウェブサイトのデザイン等)を個人(C)に発注し、報酬を支払う場合、当該企業は、当該報酬について、支払調書を税務署に提出する必要。
- 他方、個人(事業主)(C)が、同様の仕事を個人(C)に発注し、報酬を支払う場合には、当該報酬について支払調書を税務署に提出する必要は原則<sup>(注)</sup>ない。経済社会のICT化の進展に伴い、電子的プラットフォームを經由した個人対個人(C to C)取引が拡大するにつれて、こうした所得の把握が困難となる。
- また、ICT化が進んだ経済社会における取引全般の特徴として、①市場参加者の匿名性が高く、②1対1ではなく多数対多数のマッチング市場であり、③消費者と提供者の直接の取引関係である、ことが挙げられる。これらの特徴により、いつ、誰が、どこで取引を行ったのか、把握が困難である。



(注) 当該個人事業主が従業員を雇用し、給与を支払っている場合等については、調書の提出が必要。

## 法定調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲

- 「法定調書制度」は、納税者の所得把握や源泉徴収義務の履行確認等を行い、適正・公平な課税を確保する観点から設けられている仕組み。利子・配当・株式等譲渡対価、給与・公的年金等、報酬・料金等の支払をする者に対して支払調書等の提出が義務付けられている。
- このうち、「報酬・料金等の支払調書」については、一定の範囲の人的役務の提供等に係る支払がその対象として限定列挙されている（主なものは下表のとおり）。

主な報酬・料金等の区分	調書の省略基準
(1) 弁護士や税理士等に対する報酬、作家や画家に対する原稿料や画料、講演料等	同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの
(2) プロ野球の選手などに支払う報酬、契約金	
(3) 芸能人などに支払う出演料等	
(4) 外交員、集金人、電力量計の検針人等の報酬、料金	同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
(5) バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(6) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	
(7) 馬主に支払う競馬の賞金	同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれの1回の支払金額が75万円以下であるもの

## 制度の信頼性向上に向けた取り組み（情報提供の仕組み）の各国比較

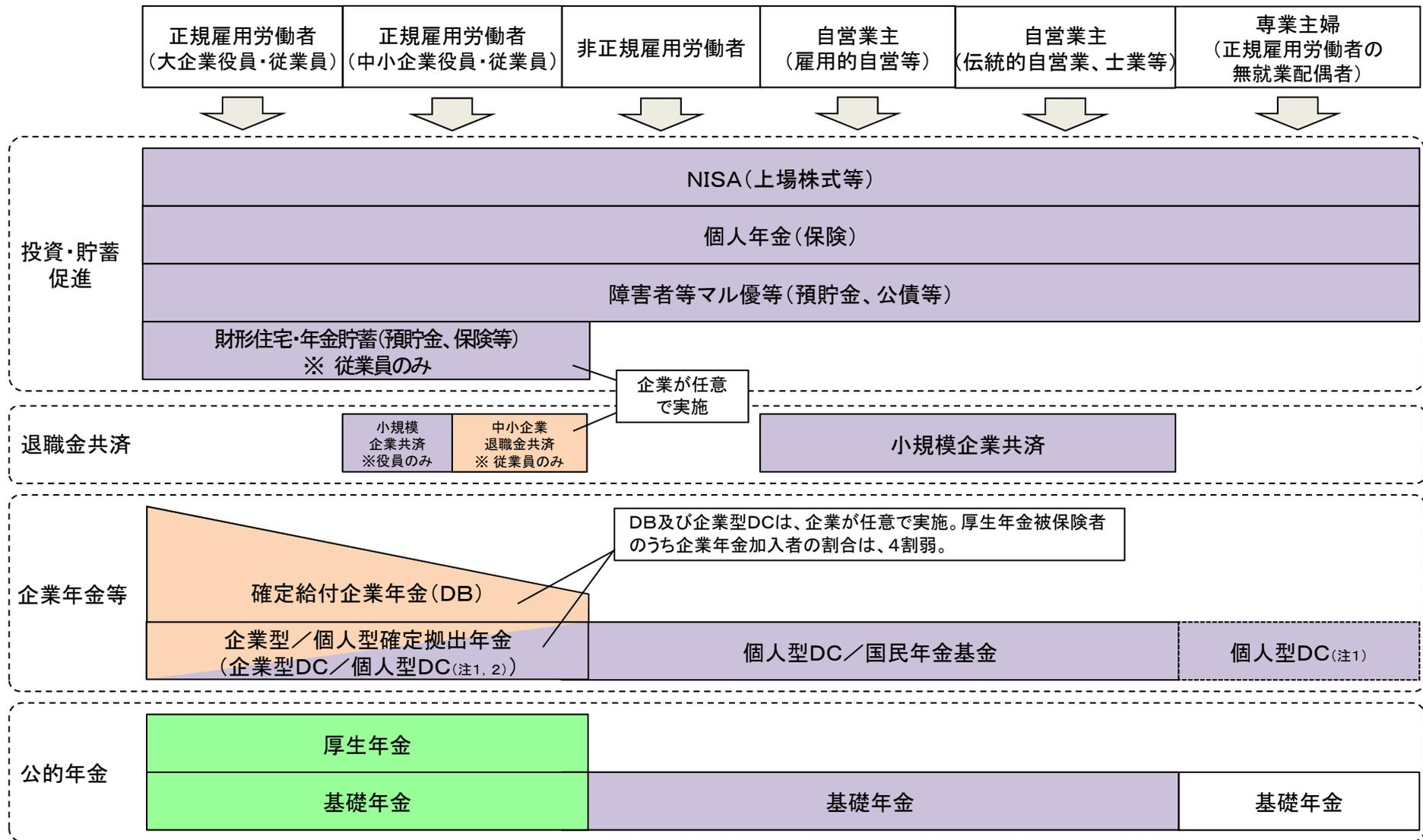
- 近年、経済活動におけるICTの利用拡大に伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- そのような中、適正公平な課税を実現するため、各国の税務当局は様々な方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応を進めている。

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
第三者からの法定調書	銀行等の決済機関及び第三者決済機関を対象とした、売上等情報申告制度	— (注)	—	インターネット上のプラットフォーム事業者に対し、プラットフォーム利用者の収入等の情報に関する法定調書の提出を義務化(2020年から)
税務当局の情報提供要請権限	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能	不特定の納税者に係る情報について、第三者への情報提供要請が可能

(注) HMRC(国税当局)は、決済業者等の法令で定められた第三者(データ保持者)に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を要請することが可能となっており、運用上、定期的に要請を行っている。

## 4. 老後の生活に備えるための自助努力 を支援する公平な制度のあり方

## 老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への主な支援措置の現状(イメージ)



(凡例)老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注1)平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できることとされた(平成29年1月1日施行)。

(注2)平成28年の確定拠出年金法改正により、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えることとされた(施行日は改正法の公布の日(平成28年6月3日)から2年以内で政令で定める日とされている。)

# 退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

・ (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注) = 退職所得の金額

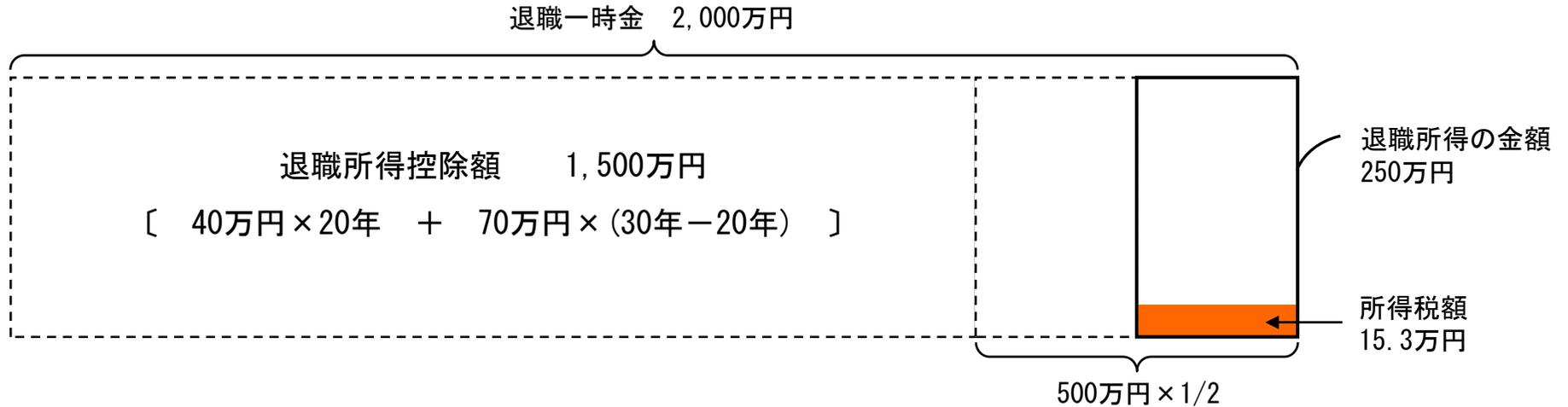
勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。

・ 退職所得の金額 × 税率 = 所得税額

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(例) 勤続年数30年の場合



## 5. 参考資料

# 日本の所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

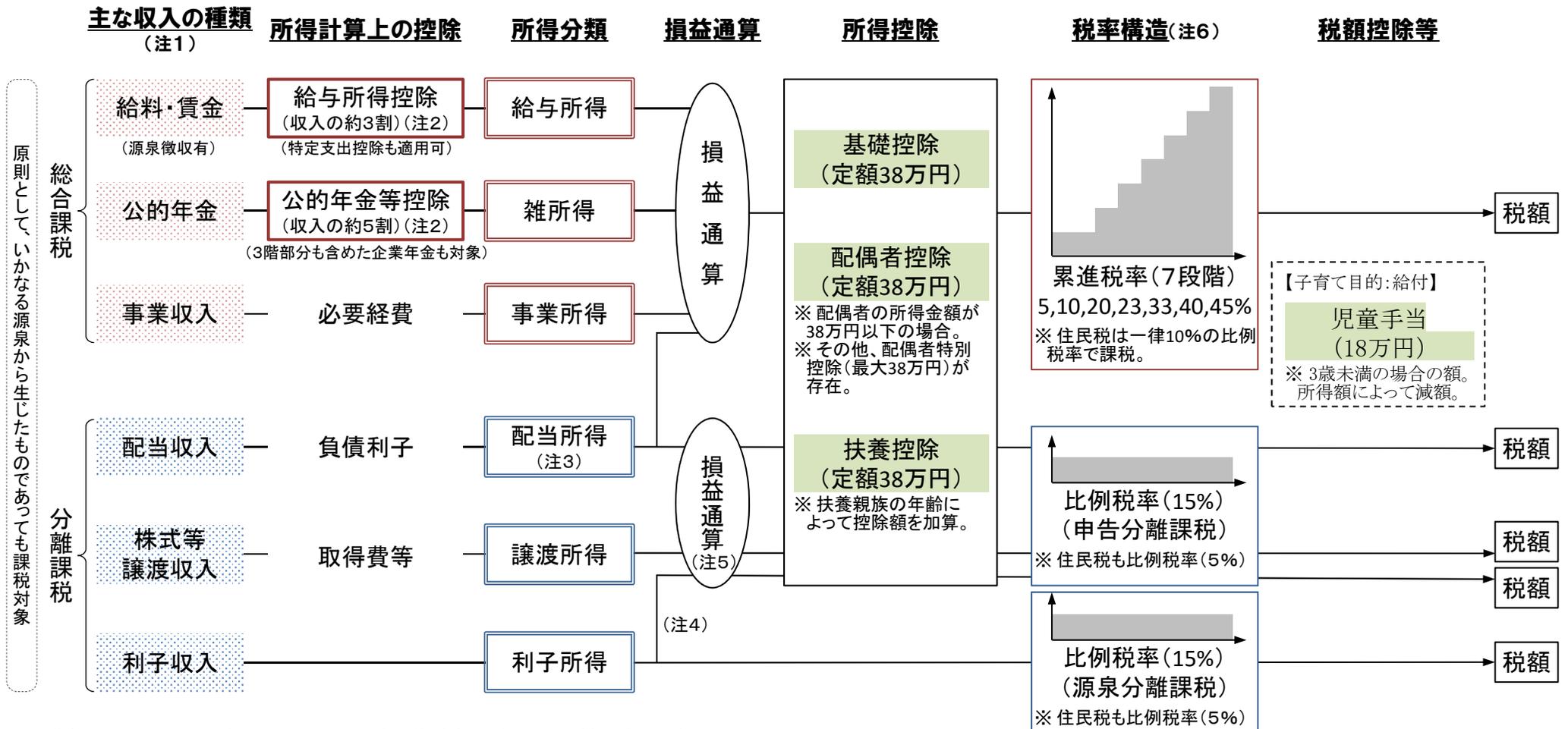
## 個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。

(備考2) 生活保護の保護金品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除いたものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。

(注3) 「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税(配当控除適用可・損失額は他の所得金額と通算不可)と申告分離課税のいずれかを選択可。

(注4) 「特定公社債等の利子所得」は15%(住民税5%)の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。

(注5) 「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。

(注6) 別途、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)が課される。

# アメリカの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

## 個人単位課税と夫婦単位課税 (実質的な二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

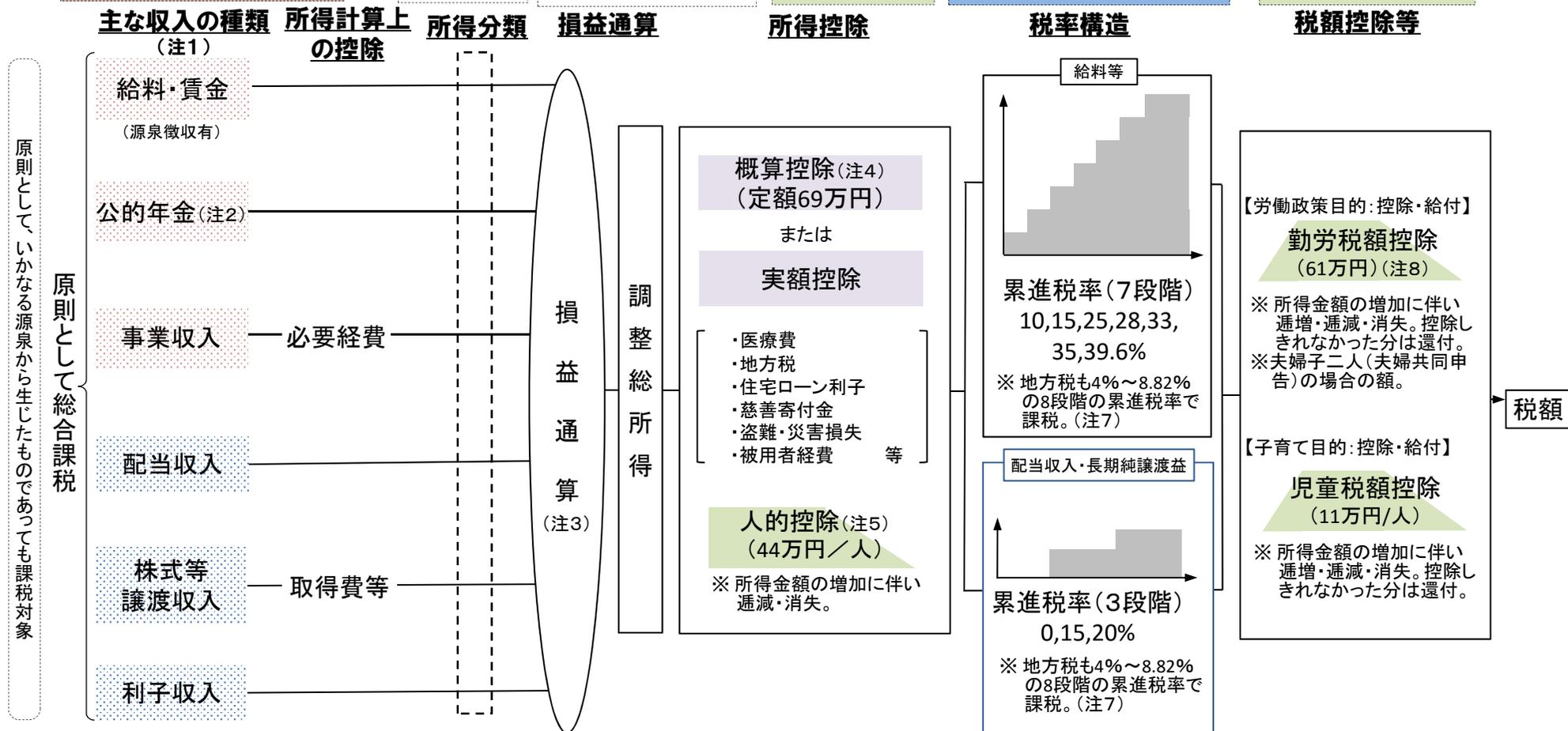
○ 所得分類は存在しない。

○ 全ての種類の収入に関し、統一的に用いることができる概算控除が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は所得控除(消失型)によって調整。

○ 配当収入及び長期純譲渡益については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注6)。

○ 労働政策上の給付や児童手当に代わるものとして税額控除が存在。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ドル=108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。  
 (備考2) 生活保護は非課税、失業手当は課税(児童手当は存在しない)。  
 (注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。  
 (注2) 公的年金(OASDI)の場合、収入に応じてその一部を総所得に算入することとされているが、企業年金の場合、そうした取扱いはない。  
 (注3) 株式等譲渡収入については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡益/損と長期純譲渡益/損の通算を行う。その後、短期純譲渡損もしくは長期純譲渡損が生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドルを限度に損益通算が可能であり、短期・長期の順で他の収入と損益通算し、残った譲渡損には無制限の繰越しが認められる。  
 (注4) 夫婦共同申告の場合、控除額は2倍になる。  
 (注5) 本人・配偶者・扶養親族に対して適用される。  
 (注6) 給料等、配当収入及び長期純譲渡益の順に所得を積み上げて、配当収入及び長期純譲渡益部分に対応する累進税率 brackets を適用する。  
 (注7) ニューヨーク州の場合、ニュー YORK 市の場合、別途市所得税(所得の2.55%~3.4%の5段階)と、付加税(市所得税額の14%)が課される。  
 (注8) 利子・配当等の非適格所得が3,400ドルを超えない場合等のみ適用される。

# イギリスの所得税の構造(イメージ)

(2017年1月現在)

## 個人単位課税

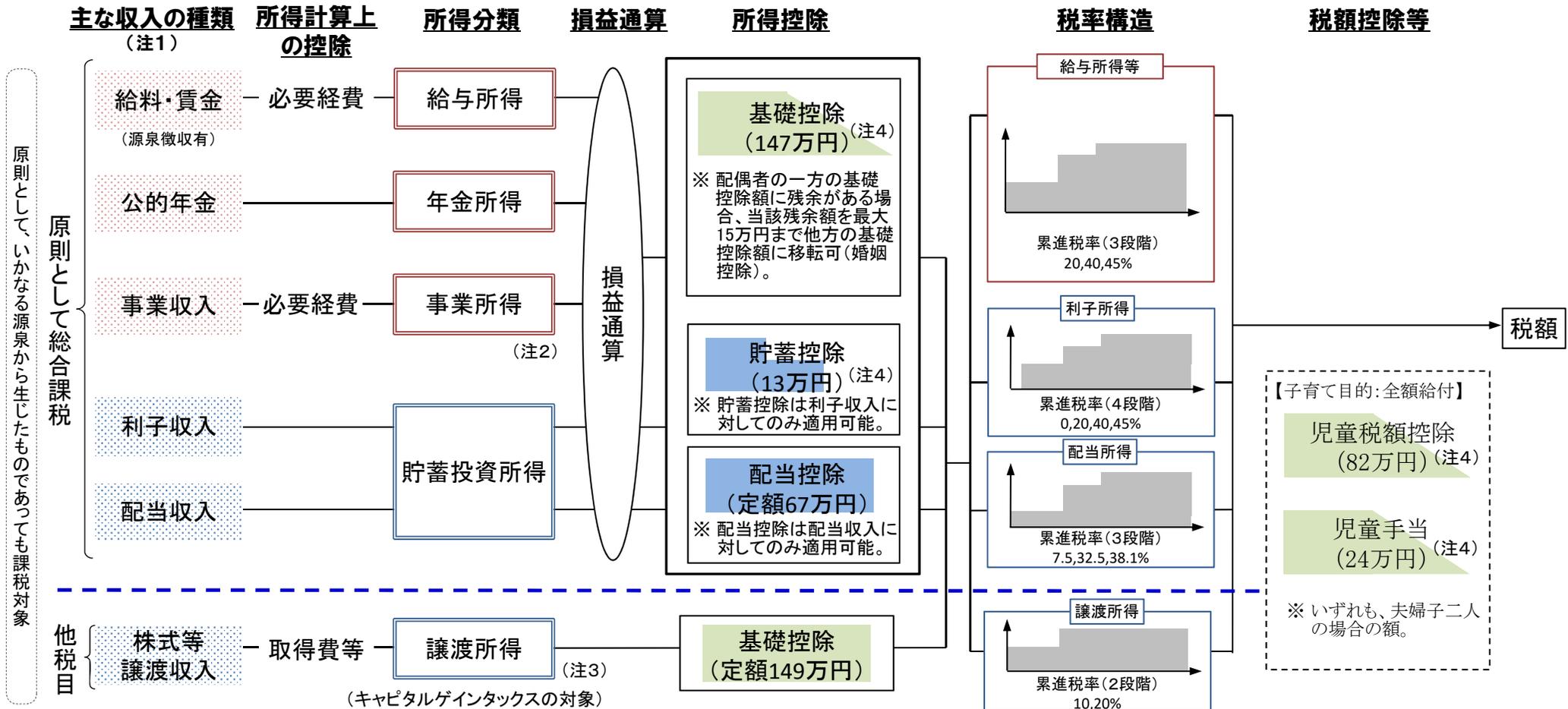
○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 形式的な所得分類は存在するが、収入類型に応じた特別な控除は存在しない。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、所得控除(消失型)によって調整。

○ 利子所得、配当所得及び譲渡所得については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用(注5)。

○ 子育て目的で全額給付の形式をとる「児童税額控除」が存在(給付措置に統合予定)。



(備考1) 上記で図示したものと異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ポンド=134円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。

(注2) 事業所得に損失が生じた場合、その損失を当期の他の所得及び前期の所得と通算し、なお損失が残る場合は、当期の譲渡所得と通算することができる(限度額あり)。

(注3) 当期の全ての譲渡益と譲渡損及び前期から繰り越された譲渡損を通算し、なお譲渡損(純譲渡損)が残る場合は、翌期以降の譲渡益と無期限に通算することができる。

(注4) 基礎控除、児童税額控除および児童手当については、所得金額の増加に伴い、遞減・消失する。また、貯蓄控除については、所得金額の増加に伴い、減額・消失する。

(注5) 利子・配当・譲渡以外の所得(給与所得等)、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得に対応する累進税率ブラケットを適用する。

# ドイツの所得税の構造(イメージ)

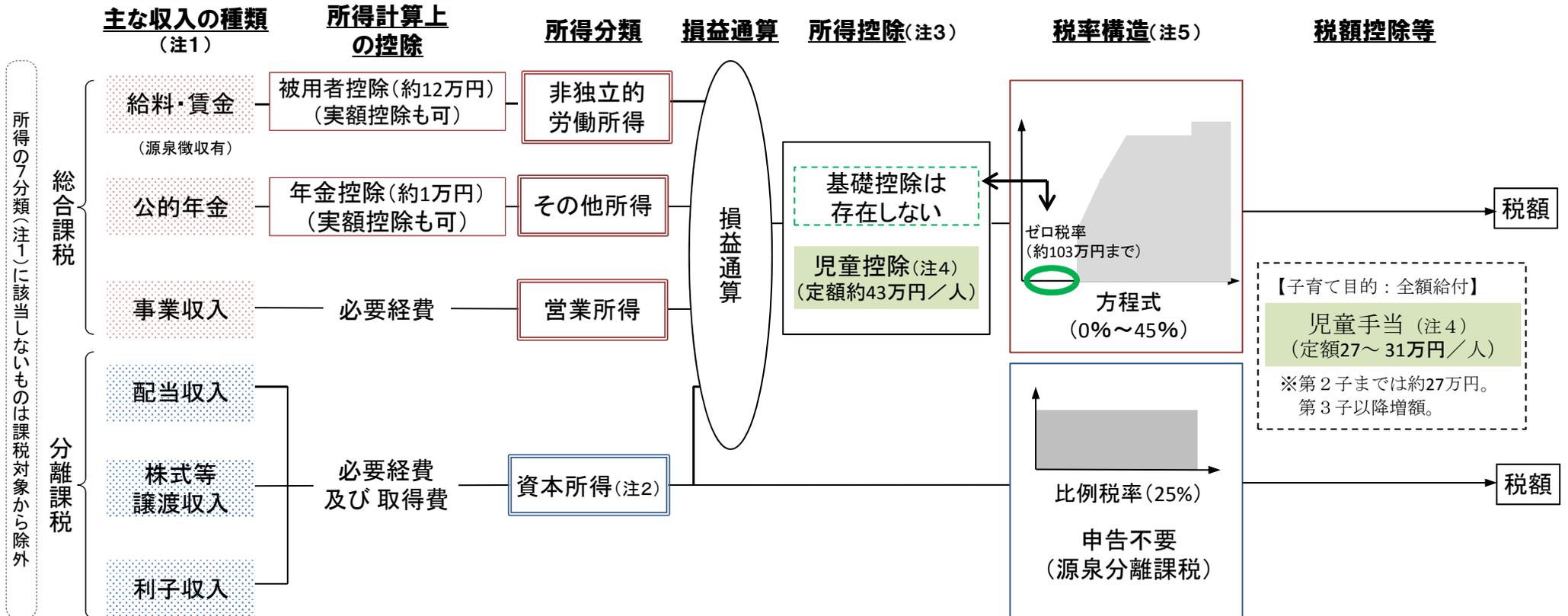
(2017年1月現在)

## 個人単位課税と夫婦単位課税 (二分二乗方式)の選択制

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 分離課税の対象となる金融所得は比例税率。



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護、児童手当及び失業手当は、いずれも非課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。ドイツにおける所得の7分類(上記の所得分類に加え、農業森林所得、独立的労働所得、賃貸所得)いずれにも当てはまらないものについては非課税。

(注2) 資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、25%の源泉徴収税のみが課税される。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得8,820ユーロ(103万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除はないが、ドイツは課税単位について個人単位課税と夫婦単位課税(二分二乗方式)の選択制を採っている。

(注4) 児童控除(所得控除)と児童手当(全額給付)とを比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用(低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる)。児童控除は、夫婦共同申告の場合、控除額が2倍になる。

(注5) 別途、連帯付加税(所得税額の5.5%)が課される。

**世帯単位課税  
(N分N乗方式)**

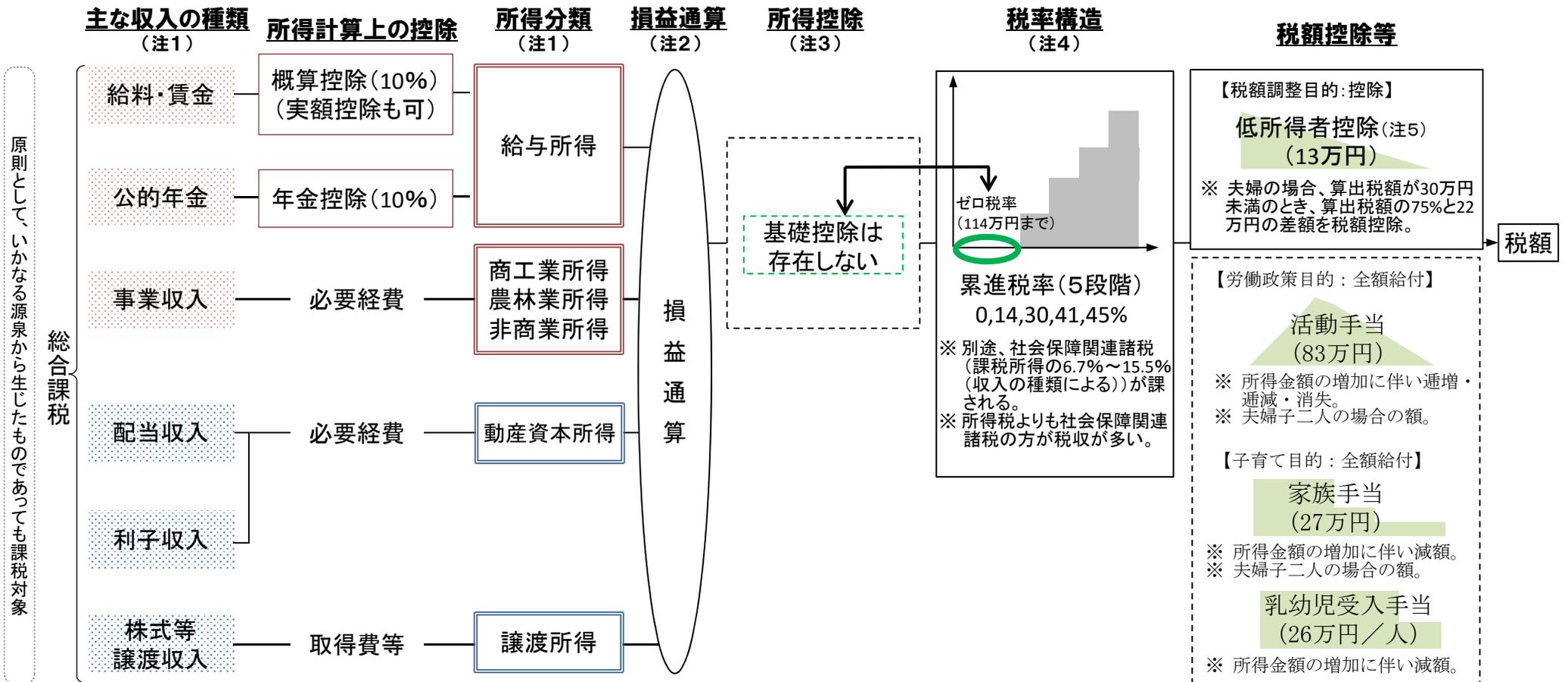
**フランスの所得税の構造(イメージ)**

(2017年1月現在)

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 金融所得についても累進税率を適用。



(備考1) 上記で図示したものは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

(備考2) 生活保護及び児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。

(注1) このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、非商業所得に分類。

(注2) 農林業所得、非商業所得の損失は一定の限度の下で損益通算可。動産資本所得、譲渡所得の損失は損益通算不可。

(注3) 基礎控除はないが、課税所得9,710ユーロ(114万円)まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除と扶養控除はないが、フランスは課税単位について世帯単位課税(N分N乗方式)を採っており、家族除数(N)の決定において、配偶者を有する場合には1が、扶養子女(原則として21歳未満)を有する場合には、子女一人につき0.5(3人目以降は1)が家族除数(N)に加算される。

(注4) 別途、高額所得に対する所得課税(所得の0%~4%(3段階))が課される。

(注5) 2017年1月から、低所得者控除が適用される世帯を含む、所得が一定額未満の世帯に対して、新たな税額控除(付加的税額控除)制度が施行されている。①既存の低所得者控除が適用されている世帯については同控除適用後の税額から、②低所得者控除が適用されない世帯についても累進税率適用後の税額から、最大20%を控除可能。

# アメリカにおける所得税の所得控除（人的控除）について

(2017年1月現在)

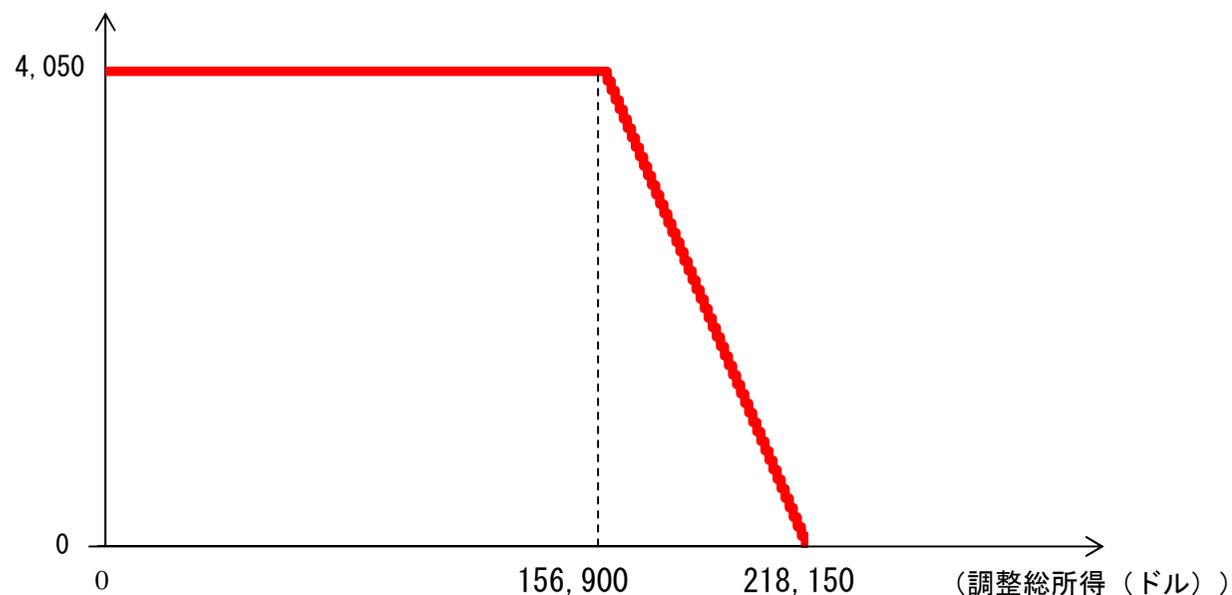
- アメリカでは、日本と同様、所得控除方式の人的控除が存在するが、所得が一定金額を超える場合、人的控除の額が逡減・消失する仕組みとなっている。
- このため、日本、ドイツ等の場合と異なり、一定水準以上の高所得者については、所得金額に対して控除等を適用することなく、直接累進税率が適用されることとなる。

(人的控除額)

人的控除	4,050 ドル (43.7 万円)
逡減開始	156,900 ドル (1,695 万円)
逡減率	所得が 1,250 ドル (13.5 万円) 増えるごとに、2% (81 ドル (0.9 万円))
消失	218,150 ドル (2,356 万円)

(人的控除のイメージ)

(人的控除額 (ドル))



(注) 表中・グラフ中の値は、夫婦個別申告の場合のもの。

(備考) 邦貨換算レートは1ドル=108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

## イギリスにおける所得税の所得控除（基礎控除）について

(2017年1月現在)

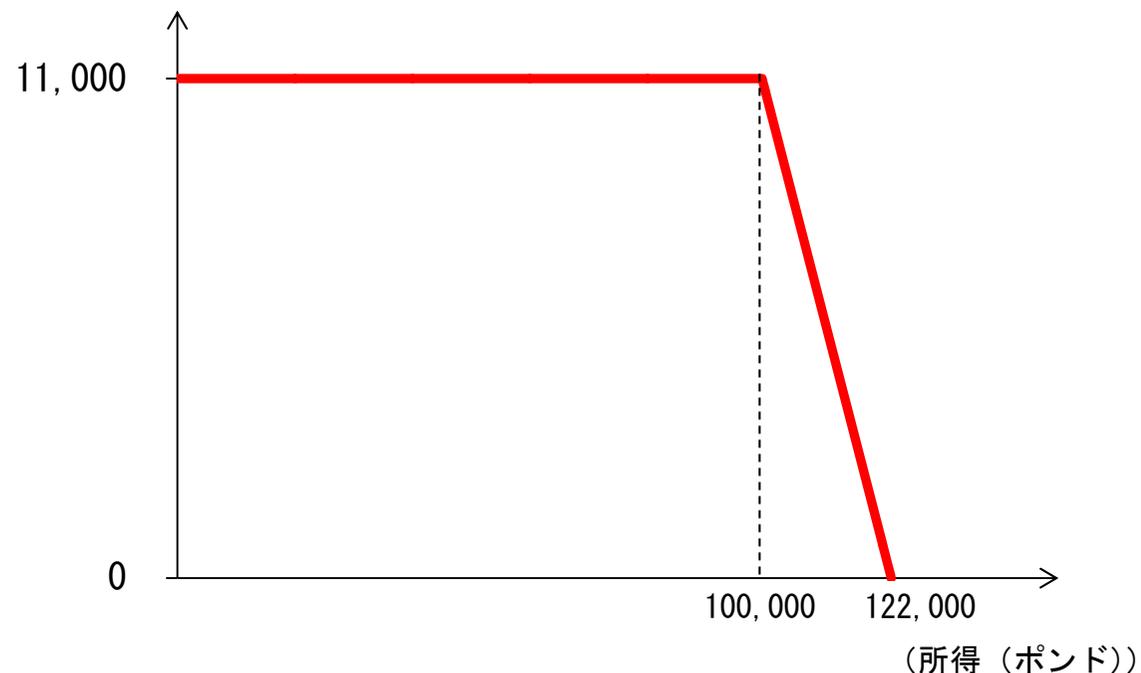
- イギリスでは、日本と同様に、所得控除方式の基礎控除が存在するが、所得が一定金額を超える場合、基礎控除の額が逡減・消失する仕組みとなっている。
- このため、日本、ドイツ等の場合と異なり、一定水準以上の高所得者については、所得金額に対して控除等を適用することなく、直接累進税率が適用されることとなる。

(基礎控除額)

基礎控除	11,000 ポンド (147.4 万円)
逡減開始	100,000 ポンド (1,340 万円)
逡減率	所得が1ポンド(134円) 増えるごとに、 0.5ポンド(67円)
消失	122,000 ポンド (1,635 万円)

(基礎控除額 (ポンド))

(基礎控除のイメージ)



(注1) 2017年4月より、基礎控除額は11,500ポンド(154.1万円)に引き上げられている(所得が123,000ポンド(1,648万円)に達すると消失)。

(注2) 配偶者の一方の基礎控除に残余がある場合、当該残余額を最大1,100ポンド(14.7万円、2017年4月からは最大1,150(15.4万円))まで他方の基礎控除額に移転できる(婚姻控除)。

(備考) 邦貨換算レートは1ポンド=134円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

## ドイツにおける所得税の「ゼロ税率」について

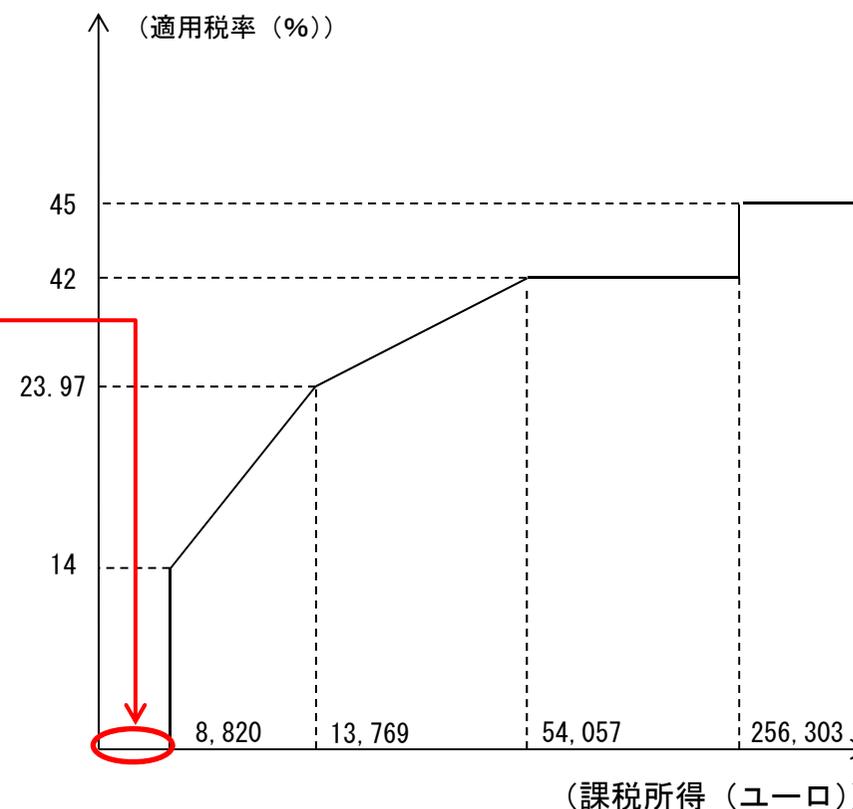
(2017年1月現在)

○ ドイツでは、我が国における基礎控除に当たる制度は存在しないが、「ゼロ税率」の適用により、一定額までの所得に対しては税負担を課さない仕組みが設けられている。

(累進税率表)

課税所得		適用税率
以上	以下	
0 ユーロ (0 万円)	8,820 ユーロ (103 万円)	0%
8,821 ユーロ (103 万円)	13,769 ユーロ (161 万円)	14%~23.97% (未満)
13,770 ユーロ (161 万円)	54,057 ユーロ (632 万円)	23.97%~42% (未満)
54,058 ユーロ (632 万円)	256,303 ユーロ (2,999 万円)	42%
256,304 ユーロ (2,999 万円)	~	45%

(税率構造のイメージ)



(注) 別途、連帯付加税 (所得税額の 5.5%) が課される。

(備考) 邦貨換算レートは 1 ユーロ = 117 円 (裁定外国為替相場 : 平成 29 年 (2017 年) 1 月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

# フランスにおける所得税の「ゼロ税率」について

(2017年1月現在)

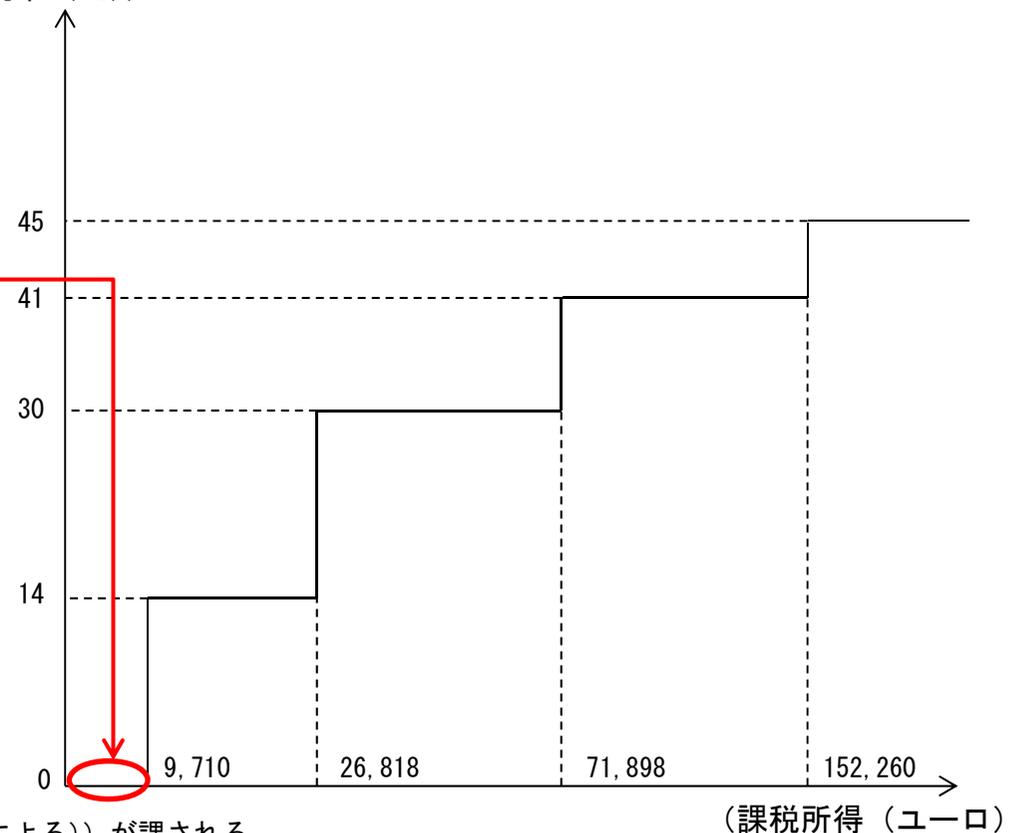
○ フランスでは、我が国における基礎控除に当たる制度は存在しないが、「ゼロ税率」の適用により、一定額までの所得に対しては税負担を課さない仕組みが設けられている。

(累進税率表)

課税所得		適用税率
超	以下	
0 ユーロ (0 万円)	9,710 ユーロ (114 万円)	0%
9,710 ユーロ (114 万円)	26,818 ユーロ (314 万円)	14%
26,818 ユーロ (314 万円)	71,898 ユーロ (841 万円)	30%
71,898 ユーロ (841 万円)	152,260 ユーロ (1,781 万円)	41%
152,260 ユーロ (1,781 万円)	~	45%

(適用税率 (%))

(税率構造のイメージ)



(注1) 別途、社会保障関連諸税 (課税所得の 6.7%~15.5% (収入の種類による)) が課される。

(注2) 課税所得のうち 9,710 ユーロ (114 万円) を超えない分については所得税が発生しない。

(備考) 邦貨換算レートは 1 ユーロ=117 円 (裁定外国為替相場: 平成 29 年 (2017 年) 1 月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

# カナダにおける所得税の税額控除（基礎控除・配偶者控除）について

未定稿

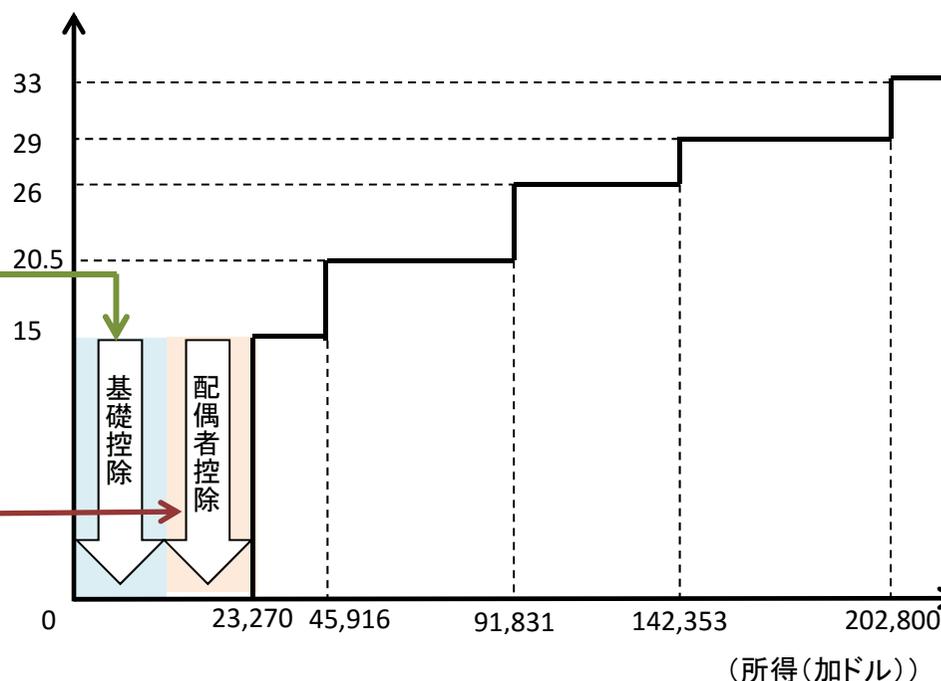
(2017年1月現在)

- カナダでは、1987年の税制改革において、基礎控除・配偶者控除を所得控除方式から税額控除方式に移行。
- 当該改革においては、移行前後で低中所得者層の税負担が増加しないように「税額控除の対象となる所得金額」<sup>(注1)</sup>が設定され、この額に最低税率を乗じた額を税額控除することとされた。
- これにより、「税額控除の対象となる所得金額」については、最低税率分だけ税負担を軽減する効果がある。  
(対象所得金額の合計が最低税率のブラケットを超えない限り、ゼロ税率と同様の効果)

(基礎控除額・配偶者控除額)

控除の種類	税額控除の対象となる所得金額 [A]	適用税率 [B]	税額控除額 [A × B]
基礎控除	11,635加ドル (94万円)	15% (最低税率)	1,745加ドル (14万円)
配偶者控除 (注3)	11,635加ドル (94万円) — 配偶者の所得	15% (最低税率)	最大 1,745加ドル (14万円)

(税率構造のイメージ<sup>(注2)</sup>)



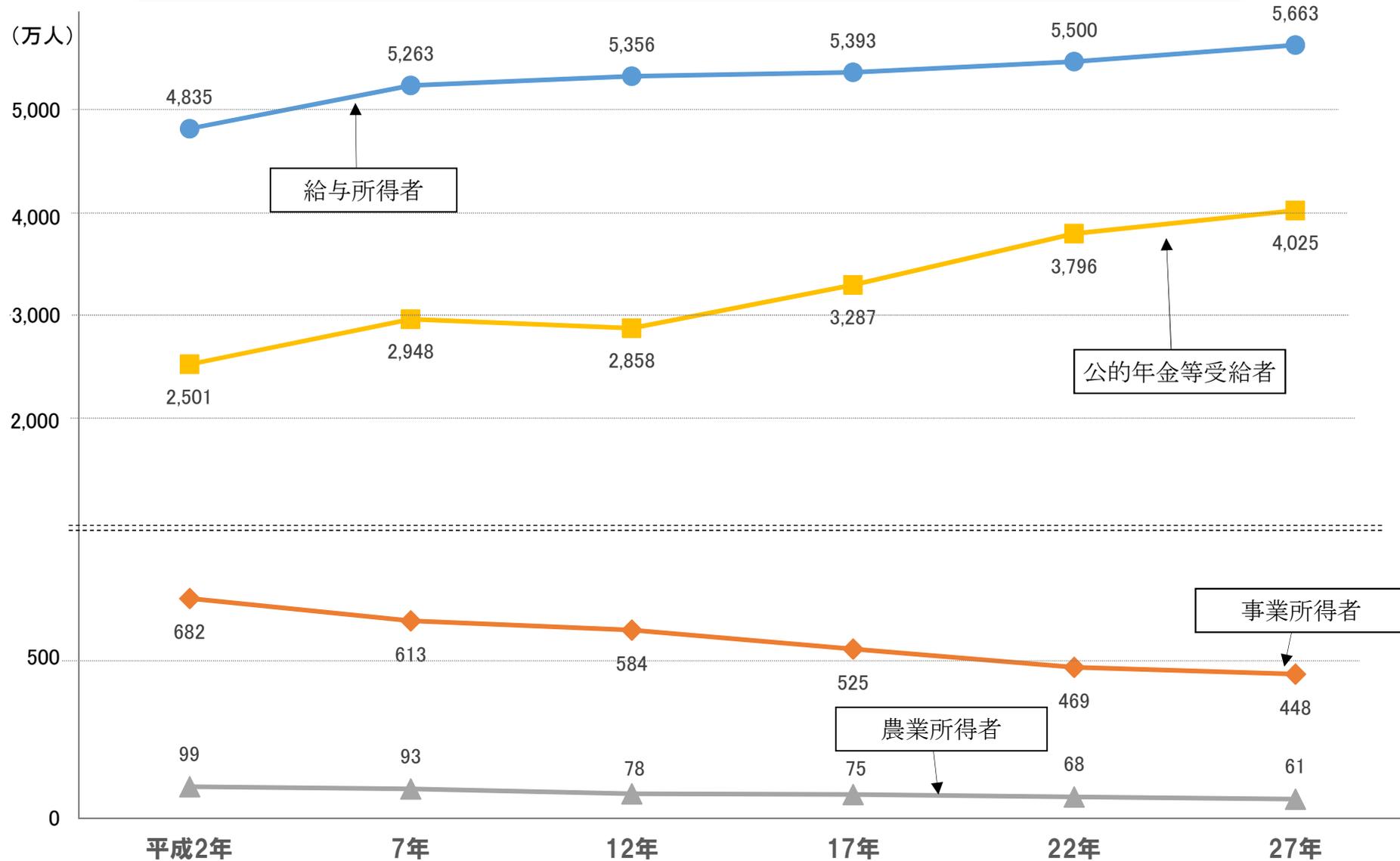
(備考) 邦貨換算レートは1加ドル=81円(裁定外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

(注1) 当該改革の後、物価等による調整が実施されている。

(注2) 2016年の所得税法改正により、2016課税年度(同年1月~12月)から、従来の4段階の累進税率(15, 22, 26, 29%)に代わり、上記5段階の累進税率が適用されている。

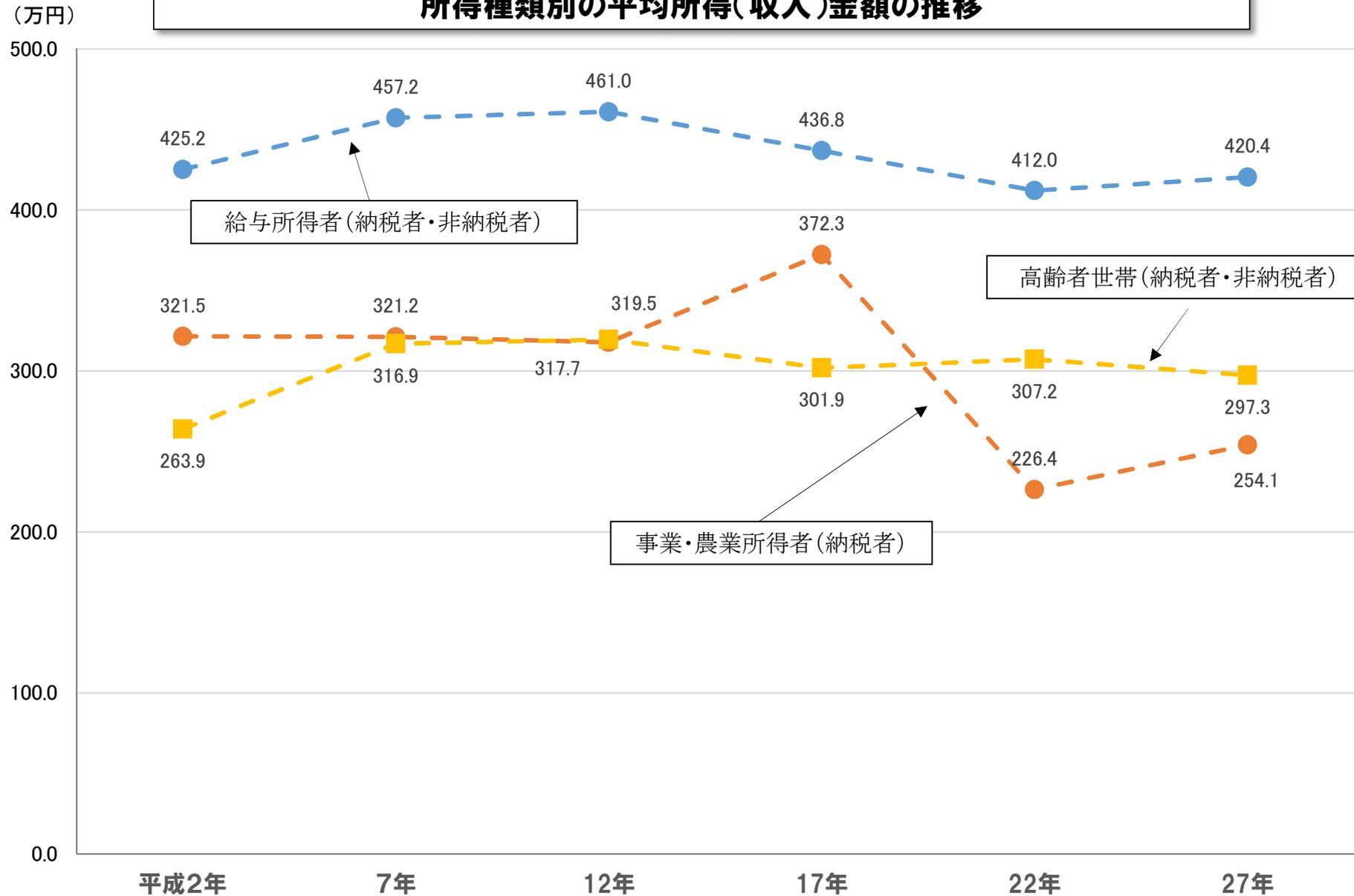
(注3) 配偶者の所得金額の増加に伴い、逡減・消失する。なお、配偶者が身体的または精神的に障害を有している場合には、税額控除の対象となる所得金額[A]に2,150加ドルが加算され、その結果、税額控除額[A × B]は最大2,068加ドル(17万円)となる。

## 所得種類別の所得者数の推移



(注) 「労働力調査年報（総務省）」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況（厚労省）」等及び「農業センサス（農水省）」より作成。

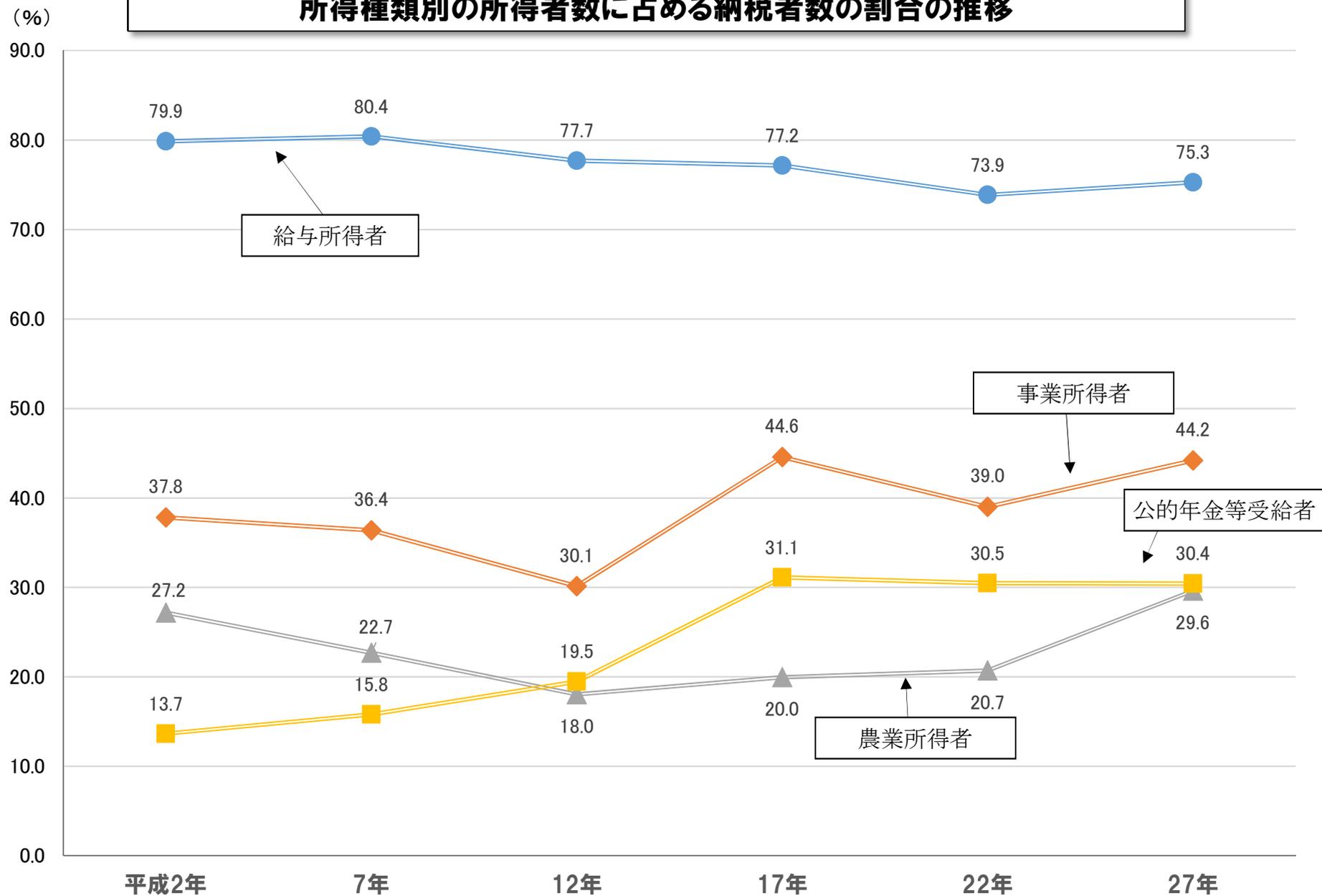
## 所得種類別の平均所得(収入)金額の推移



(注) 給与所得者は「民間給与実態統計調査(国税庁)」の平均給与収入金額、高齢者世帯は「国民生活基礎調査(厚労省)」の平均所得金額、事業・農業所得者は「国税庁統計年報(国税庁)」の平均所得金額より作成。

「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

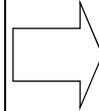
## 所得種類別の所得者数に占める納税者数の割合の推移



(注) 所得者数は「労働力調査年報（総務省）」、「厚生年金保険・国民年金事業の概況（厚労省）」等及び「農業センサス（農水省）」より、納税者数は「市町村税課税状況等の調（総務省）」及び課税実績より。

# 年金課税の推移

【～昭和62年分】													
給与所得として課税													
所得計算上の所得控除	高齢者年金特別控除 (65歳以上)	78万円											
	給与所得 (老年者年金特別控除後の年金収入)	<table border="0"> <tr> <td>165万円までの部分</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>330万円までの部分</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>600万円までの部分</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円までの部分</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超える部分</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>最低保障額</td> <td>57万円</td> </tr> </table>	165万円までの部分	40%	330万円までの部分	30%	600万円までの部分	20%	1,000万円までの部分	10%	1,000万円を超える部分	5%	最低保障額
165万円までの部分	40%												
330万円までの部分	30%												
600万円までの部分	20%												
1,000万円までの部分	10%												
1,000万円を超える部分	5%												
最低保障額	57万円												



【昭和63年分～平成元年分】		【平成2年分以降】	【平成17年分以降】										
雑所得として課税													
所得計算上の所得控除	公的年金等控除	① 定額控除 (65歳未満の者)	<table border="0"> <tr> <td>80万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>40万円</td> <td>50万円</td> <td></td> </tr> </table>	80万円	100万円	50万円	40万円	50万円					
		80万円	100万円	50万円									
40万円	50万円												
② 定率控除 (定額控除後の年金収入)	<table border="0"> <tr> <td>360万円までの部分</td> <td>25%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>720万円までの部分</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>720万円を超える部分</td> <td>5%</td> <td>5%</td> <td>5%</td> </tr> </table>	360万円までの部分	25%	25%	25%	720万円までの部分	15%	15%	15%	720万円を超える部分	5%	5%	5%
360万円までの部分	25%	25%	25%										
720万円までの部分	15%	15%	15%										
720万円を超える部分	5%	5%	5%										
		最低保障額 (65歳未満の者)	<table border="0"> <tr> <td>120万円</td> <td>140万円</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td>60万円</td> <td>70万円</td> <td>120万円</td> </tr> </table>	120万円	140万円	70万円	60万円	70万円	120万円				
120万円	140万円	70万円											
60万円	70万円	120万円											

人的控除	老年者控除	25万円(個人住民税24万円)
------	-------	-----------------

人的控除	老年者控除	50万円(個人住民税48万円)	同左	廃止
------	-------	-----------------	----	----

## 源泉徴収及び支払調書制度の対象となる報酬・料金等の範囲

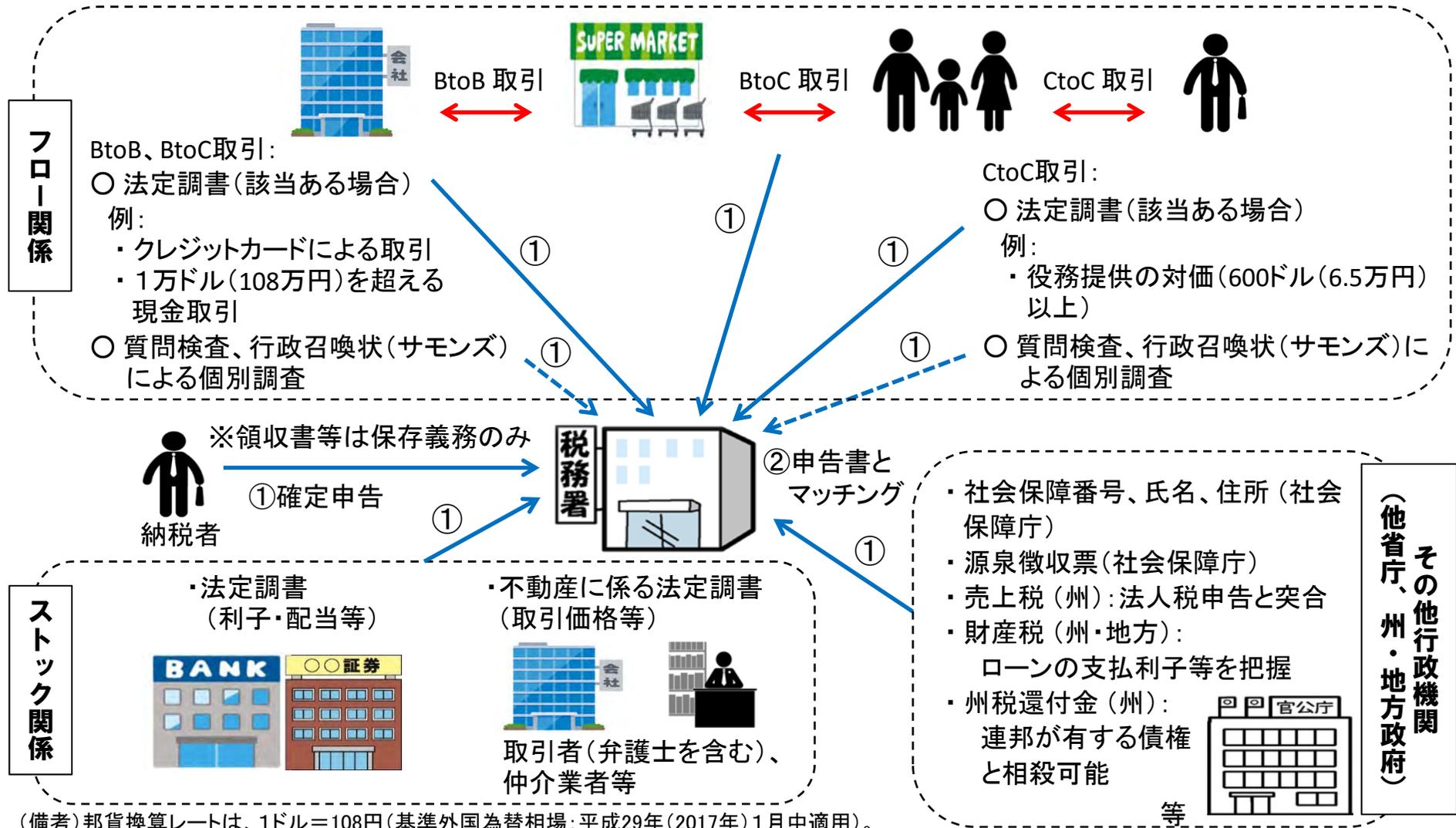
区 分	源泉徴収税率	調書の省略基準
<p>1 所得税法第 204 条第 1 項第 1 号の報酬・料金 原稿料、挿絵料、写真の報酬、作曲料、レコードやテープの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、著作隣接権の使用料、工業所有権等の使用料、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、脚本料、脚色料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍の装丁料、速記料、版下の報酬、投資助言業務に係る報酬・料金</p>	<p>支払金額×10%</p> <p>(ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)</p>	<p>同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの</p>
<p>2 所得税法第 204 条第 1 項第 2 号の報酬・料金 弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人又は自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金 ----- 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金</p>	<p>支払金額×10%</p> <p>(ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)</p> <p>(支払金額－1万円)×10%</p>	
<p>3 所得税法第 204 条第 1 項第 3 号の診療報酬 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬</p>	<p>(支払金額－月 20 万円)×10%</p>	<p>同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの</p>
<p>4 所得税法第 204 条第 1 項第 4 号の報酬・料金 外交員、集金人又は電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金 ----- 次に掲げる職業運動家等の業務に関する報酬・料金 プロ野球選手、プロサッカー選手、プロテニス選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、競馬の騎手、自転車競技の選手、モーターボート競走の選手、モデル ----- プロボクサーの業務に関する報酬・料金</p>	<p><math>\left\{ \begin{array}{l} \text{その月中の} \\ \text{報酬・料金} \end{array} - \left[ \begin{array}{l} 12 \text{万円} \\ \text{—} \\ \text{その月中の} \\ \text{給与等の額} \end{array} \right] \right\} \times 10\%</math></p> <p>支払金額×10%</p> <p>(ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)</p> <p>(支払金額－5万円)×10%</p>	
		<p>同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの</p>

区 分	源泉徴収税率	調書の省略基準
5 所得税法第 204 条第 1 項第 5 号の報酬・料金 芸能人などに支払う出演料等 (注) 一般の人に支払うラジオやテレビ放送の出演料を含む。 ----- 芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金	支払金額×10% (ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)	同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの
6 所得税法第 204 条第 1 項第 6 号の報酬・料金 バー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(支払金額－控除額 <sup>(注)</sup> )×10% (注) 控除額＝(5,000円×支払金額の計算期間の日数)－その計算期間の給与等の額	同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
7 所得税法第 204 条第 1 項第 7 号の契約金 役務の提供を受けることを約することにより一時に支払う契約金 (注) 例えば、技術者を採用する際に支払う支度金など	支払金額×10% (ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20%)	同一人に対するその年中の支払金額が5万円以下であるもの
8 所得税法第 204 条第 1 項第 8 号の賞金 事業の広告宣伝のための賞金	(支払金額－50万円)×10%	同一人に対するその年中の支払金額が50万円以下であるもの
----- 馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額－ (支払金額×20%+60万円)} ×10%	同一人に対するその年中の支払金額の全部につきそれぞれの1回の支払金額が75万円以下であるもの

(備考) 源泉徴収税率は復興特別所得税を加味していない。

# アメリカにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み（全体像））

- 多様な法定調書による情報提供が行われている。
- 省庁間及び連邦・州地方間の情報連携が発達しており、データマッチング等を利用して申告内容の適正性を確認。
- 個別の調査については、一般的な「質問検査」に加え、納税者に出頭を求め聞き取りを行ったり、資料の提出を求める等を行う「行政召喚状(サモンズ)」の発出も行われる。また、サモンズについては、第三者に対し、不特定の納税者に関する情報の提出を求める仕組みも存在(いわゆる「ジョン・ドウ・サモンズ」)。



(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=108円(基準外国為替相場: 平成29年(2017年)1月中適用)。

## アメリカにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み（具体例））

### 法定調書

- 米国においては、BtoB取引・CtoC取引を含め、多様な法定調書が存在。
- 日本の法定調書に対応する調書に加え、米国では以下のような法定調書も提供されている。

書類の様式	提出義務者	報告内容
Form 1099-C	金融機関・信用組合・連邦行政機関等	事業及び取引に関する600ドル(6.5万円)以上の債権の全部又は一部の免除に関する報告
Form 1099-K	①銀行その他の決済機関 ②第三者決済機関	①クレジットカード等のカード決済取引に関する報告 ②第三者ネットワーク取引に関する報告(年間の取引回数が200回超かつ取引総額が2万ドル(216万円)超の場合)
Form 1099-MISC	支払者	所得の源泉に関する情報。事業及び取引に関連する賃料、サービスの対価、収益や利益としての年間600ドル(6.5万円)以上の支払に関する報告 (注)日本においては「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」において一部のみ収集している
Form 8300	現金受領者	事業及び取引に関連して1取引につき1万ドル(108万円)超の現金支払いを受けた場合の報告書(「通貨及び外国取引の報告に関する法律」に基づく報告義務があるものを除く)
Form 8596	連邦行政機関	連邦行政機関との間で25,000ドル(270万円)以上の請負契約を結んだ者に関する報告

(注)上記の法定調書のうち、Form8596以外については、報告対象とされた者に対しても、調書を交付する必要。

### 税務当局の情報提供要請権

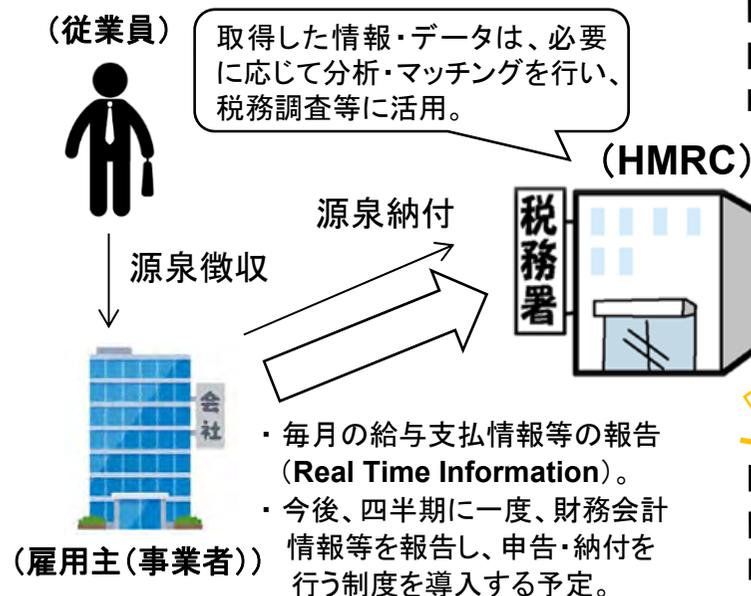
- 内国歳入庁は、申告書の確認や無申告者の申告書作成等の目的のため、納税者及び第三者に対し、「質問検査（実地での聞き取り調査等）」に加え、「行政召喚状（サモンズ）」の発出（出頭を求めての聞き取りや、資料の提出等）も行う。
- サモンズは、不特定の納税者に関する情報の取得を目的として第三者に対し発することも認められる（いわゆる「ジョン・ドゥ・サモンズ」）。ただし、一定の要件を満たし、裁判所の許可を得る必要がある。

(備考)邦貨換算レートは、1ドル＝108円(基準外国為替相場:平成29年(2017年)1月中適用)。

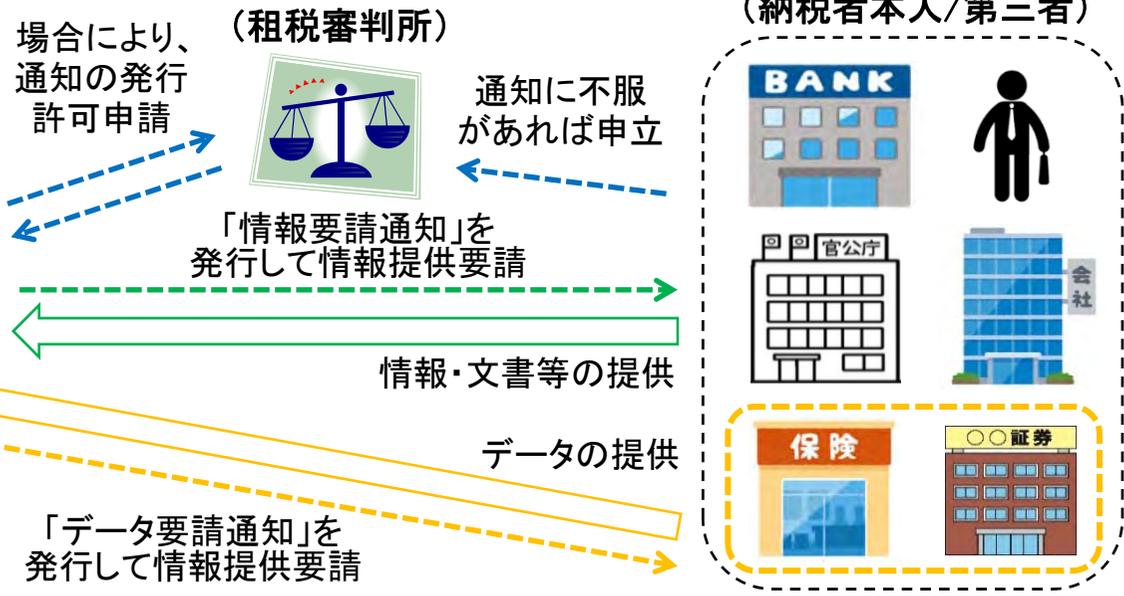
## イギリスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

- 歳入関税庁(HMRC)による実態の把握が困難な新たな経済活動や、国際的な課税逃れ、脱税等に対応し、課税漏れを最小化するため、HMRCの情報収集権限の整備が進められている。
- HMRCは、納税者及び関係する第三者に対し、「情報要請通知(Information Notice)」を発行して、合理的な範囲内で、当該納税者の課税状況の確認に必要な情報の提供を要請することができる(2008年財政法)。同通知を第三者に対して発行する場合は、不特定の納税者に関する情報の提供も要請することができる(ただし、租税審判所から事前に許可を受ける必要)。
- また、HMRCは、納税者の課税状況の分析等に活用するため、「データ要請通知(Data-holder Notice)」を発行して、雇用主や証券会社等の法令で定められた第三者に対し、不特定多数の納税者に関する一定のデータの提供を求めることもできる(Bulk Information Power / Data-gathering Power: 2011年財政法)。なお、当該第三者の範囲については、2013年や2016年の法改正により、決済業者や仲介業者にも拡大されている。
- そのほか、税務に関わるほぼ全ての情報のやり取りを電子化する取組「Making Tax Digital」の推進により、給与所得者の所得税については、「Real Time Information」化を実現。毎月、課税額を調整した上で源泉徴収を行い、納税額の過不足の幅を限りなく小さくしている。加えて、個人事業主と法人については、課税逃れ防止の観点から、HMRCが適時に事業状況等を把握できるようにするため、今後、四半期に一度、財務会計情報を報告する制度を導入する予定。

### <Real Time Information等のイメージ>



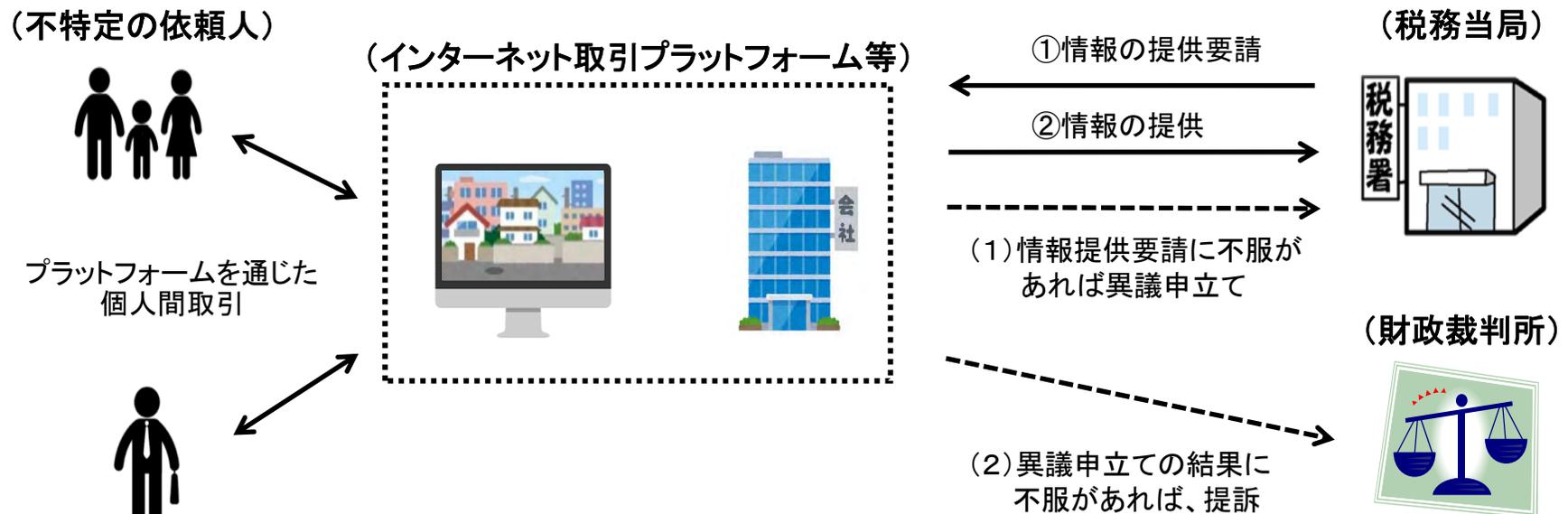
### <情報提供要請権のイメージ>



## ドイツにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

- 税務当局は、納税者及び関係する第三者に対し、情報提供を要請することが可能。不特定の納税者に関する情報を第三者に要請することも判例によって従前より認められており、パナマ文書等の租税回避問題を背景に、2017年の租税通則法改正において、これが明文化された（「一括情報要請」）。
- 同法改正により、「一括情報要請」を行使するためには、提供を要請する情報の範囲を示すとともに、従前より判例上必要とされていた以下の要件を満たす必要があることが、法律上明文化された。
  - ① 調査についての十分な端緒が存在すること
  - ② 他の採り得る手段によっては事実関係の解明が達成されないと見込まれること
- なお、情報提供要請を受けた第三者が、これに不服がある場合は、税務当局に異議を申立てることが可能であり、その結果になお不服がある場合は、最終的に連邦財政裁判所に提訴することもできる仕組みとなっている。

### ＜一括情報要請が行われた例＞



## フランスにおける制度の信頼性向上に向けた取組（情報提供の仕組み）

### 1. 支払調書等による情報の提出

給与・利子・配当等に関する支払調書等の法定調書が存在する。また、デジタル経済の進展により利用者の所得の把握が困難になったことを受け、2016年の税制改正において、2020年以降、インターネット取引のプラットフォーム事業者に対し、サービス利用者の取引情報の提供を義務付けるよう、見直しを行った。

### 2. コミュニケーション権による情報提供要請

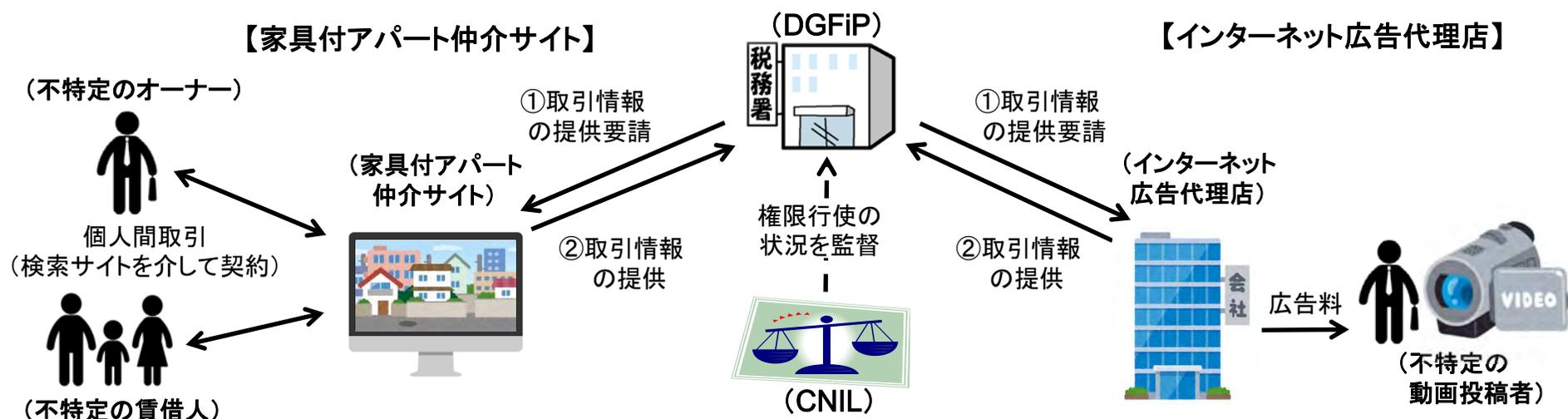
公共財政総局(DGFIP)が納税者及び関係する第三者等に対し情報提供を要請できる仕組みである、「コミュニケーション権」について、インターネットを利用した脱税行為等の増加に対処するため、2014年に見直しを行い、納税者が不特定の場合でも、第三者(仲介業者を含む)に対し、一定の条件を指定し、該当する取引情報の提供を要請することが可能となった。

なお、同権限の行使の状況については、個人情報保護等を目的とする独立行政機関「情報処理及び自由に関する国家委員会(CNIL)」が監督している。

#### ■ 主な要件(税務手続法典L81条、R\*81-3条等)

- ① 課税標準の確定及び税務調査を目的とすること。
- ② 提供要請先に対して、納税者の属性・要請する情報の内容・調査実施期間を客観的に示すこと。

### ＜コミュニケーション権が活用された例＞



※ DGFiPの発表によれば、2016年中に、「コミュニケーション権」が計1,531回発動されている。